

第 10 回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和 2 年 8 月 21 日（金）10:30～15:00

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

福島康広 森林・林業経営課副課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第 10 回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

農林水産部提出資料

資料 1 条例の総則的部分（理念部分） 正副座長たたき台

谷川委員提出資料

田中座長

おはようございます。ただ今から、第 10 回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催します。

本日は、まず県外調査等の取扱いについてご協議いただいた後、前回からの積み残しとなっている条例の総則的部分のたたき台についての検討を進めたいと思います。

それでは、県外調査等の取扱いについてご協議願います。

本検討会で制定を目指す条例に具体的施策に関する条文を盛り込むかどうか等の検討の前提として、秋頃に先進条例制定県等への県外調査を実施したいと考えていたところですが、正副座長としては、1 つ目に、新型コロナウイルス感染症を巡る状況が厳しさを増していること、2 つ目に、県外調査予定の 11 月には常任委員会の県内外調査等が詰まっていてスケジュール確保が難しいこと、3 つ目に、条例案の検討に向けて 11 月の実施では時期を逸するおそれがあること、最後 4 つ目に、本検討会においては、技術的、制度的に Web 会議システムを利用した聴取り調査を実施することが可能なこと等から、県外調査の実施は断念し、その代わりに Web 会議システムを利用して、先進条例制定県の担当者等からの聴取り調査を行ってはどうかと考えております。

このことについて、委員の皆さん方からご意見がございましたら、よろしく願います。

（「賛成」の声あり）

「賛成」という声をいただきましたけれども、その方向でよろしいでしょうか。それでは、県外調査の実施は断念し、その代わりに Web 会議システムを利用して先進条例制定県の担当者等から聴取り調査を行うことといたします。

聴取り調査を行う相手方としては、先進条例制定県のうち、理念中心型の条例を制定している県から 1 つ、施策列举型の条例を制定している県から 1 つの、合わせて 2

県の担当者の方を想定しておりますが、Web会議システムを利用した聴取り調査に対応いただけるか等の調整がございますので、聴取り調査の相手方については、正副座長にご一任いただきたいと思います。なお、聴取り事項については、条例制定後の具体的取組や成果を中心に相手方には依頼したいと考えております。

相手方のご都合もあるので、希望に沿えるかはわかりませんが、もし聴取り調査の相手方や聴取り事項について、委員の皆さんからご希望、ご意見がございましたら、発言をお願いいたします。

今井委員

その方向で正副座長にお任せしたいとは思いますが、可能であれば理念型、施策列挙型それぞれの県の担当者だけではなくて、今回、県内調査等で様々な、またここへ来てもらって、お話を聴きましたけど、現場の声がなるべく聴けるような形を盛り込んでもらえればありがたいです。条例が実際にできる前とできた後で、それぞれ木に携わっていただいている方々が、どのように変化があったのかとか、その辺りのところをなるべく多く聴かせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

田中座長

貴重な意見をありがとうございます。それでは、実績のある県等を調査させていただきたいと思えます。

ほかにご意見のございます方。よろしいですか。それでは、いただいたご意見も踏まえて、正副座長において聴取り調査の調整を進めてまいります。

なお、本検討会でWeb会議システムを利用した聴取り調査を実施するためには運営要綱の改正が必要となりますが、その手続については、正副座長にご一任いただければと思います。

次に、条例の総則的部分の検討に入りますが、その前に、第9回検討会で委員から資料要求等のあった1) 県の木育の取組、2) 皆伐後の植栽に対する支援の状況、3) 三重県「木づかい宣言」の実績等について、農林水産部から説明をお願いいたします。なお、市町の取組の資料については、「たたき台」の検討の中で説明をお願いすることとしておりますので、ご了承ください。

それでは、説明のほうをお願いいたします。

横澤課長

おはようございます。そうしましたら、お手元にみえ森づくりサポートセンターのリーフレットから始まる資料の束があるかと思いますので、そちらを使っていきます。

まず、木育についてということでご説明を始めます。こちらの「森林環境教育・木育活動事例集」という冊子をご覧ください。こちらの発行はみどり共生推進課ということになっておりますけれども、今年度から森林環境教育・木育に関しましては森

林・林業経営課のほうに所管を移しておりますので、私からの説明ということになります。

1枚おめくりいただきまして、「はじめに」というところから経緯をまずご説明いたします。三重県におきます森林環境教育につきましては、平成17年度に制定されました「三重の森林づくり条例」の中で「森林環境教育」という言葉が盛り込まれまして、その辺りからこの言葉を自覚的に使いながら取組を進めているということでございます。それで、平成26年4月に始まりました「みえ森と緑の県民税」におきましては、県民全体で森林を支える社会づくりというのが取組の柱ということとされまして、この中でこの県民税を使いながら、各市町における森林環境教育・木育の取組を促すというのを一つの県の取組としてやっているということでございます。

「木育」という言葉に関しましては、平成27年頃から三重県でも使われるようになってきているというのがこれまでの経緯ということです。最初は北海道あたりから使われ始めた言葉でございます。

「森林環境教育」、「木育」、それぞれの言葉の定義としましては、「はじめに」のページの下のところを紹介してございます。いずれも森林林業白書上でこのように紹介をされている言葉ということです。「森林環境教育」につきましては、「森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める」取組、一方で「木育」につきましては、「子どもから大人までを対象に木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらう」取組というふうに一応は定義をされているということです。

ただ、個別の取組を見ていくと、森林環境教育的な取組をやりながらも木育的な取組も混ざったような取組があったりなど色々あります。これらの言葉につきまして、それぞれ現場で活動されている方に話を伺っていくと、それぞれ少しずつ思いが違うというところもありまして、一応の定義としてはこういうものがありますけれども、そこまで厳密に今整理をされてきているというものではないということでございます。三重県においては、「森林環境教育・木育」ということで並列をしてこれまで進めているということでございます。

県の具体的な取組は、右側のページになります。県、市町の役割分担を含めご説明を申し上げます。「みえ森と緑の県民税を活用した森林環境教育・木育実施の流れ」というところがございますけれども、県は市町に対してみえ森と緑の県民税の市町交付金を交付いたしまして、具体の取組の実施については市町において実施をしていただくというのが基本でございます。それで「みえ森づくりサポートセンター」というのを県が設置をしておりますので、こちらにおいて、市町が森林環境教育・木育の取組を実施する際の指導ですとか、あとは指導者、「森のせんせい」と呼んでおりますけれども、その紹介、派遣ですとか、活動のコーディネート、道具の貸出等を行っているということでございます。市町交付金の活用方法としては、右上の四角枠の中にありますけれども、教材費ですとか講師料、それから森林の中で活動する場合の保険料、

それから会場やバスの借り上げ費等々に使っていただいているということでございます。

もう一つは、今日、追加資料としてお手元にお配りしておりますけれども、こちらの副読本というのを県では作成をしております。タイトルが「三重の森林とわたしたちの暮らし」ということで、こちらを県内の小学校5年生向けの副読本ということで配布をしているということでございます。

これを開いていただきますと、三重県の森林の特徴といったところ、あるいは森林のお仕事、森の役割等々を書いたところから入って行って、後半は具体的に各地域で活躍されている方を写真も入れながら紹介をするという形になっています。地域色を出しているというのは、なるべくその小学校で使っていただくということを想定しまして、地域の学習の時間にもこれを少しでも使ってもらえればということで、こういった編集をしているということでございます。

最初に紹介をしました事例集に戻っていただきまして、市町でそれぞれ取り組んでいただいている取組については、年1回、この事例集という形で取りまとめをしまして、他の市町さんにも他の市でこういうことをやっていますよといった形で紹介をしているということです。5ページ以降、いくつか今年だけでも24事例ということで紹介していますが、平成27年から年1回作っておりますので、大体事例として100ちょっとは皆さんにお届けをしているというのが現状でございます。個別の事例についてそれぞれ説明するのは、ちょっと割愛をいたしますけど、こういったものを見ながら各学校の先生方が取り組んでいただくということになっています。

實際上どういう取組状況かということにいくんですけれども、学校でやっていただくといった場合に一つの課題になっているのが、現場の先生方がかなり忙しいと。今年から更にプログラミングですとか、英語の必修化もありまして、どんどん忙しくなっていますと。その中で、森林環境教育・木育をやってくださいというふうにお願いをしましても、そうは言っても時間がなかなかというのが一つ課題ということになっています。そういうこともありますので、できるだけ他の教科のついででもいいので、学校の授業の中でも折に触れていただく、森林について学んでいただくきっかけを提供できるようなプログラムというか、教材というか、こういうところでできますよっていう提案をしていかなきゃいけないというのが、これからの一つの課題かと思っています。それで、なるべく多くの小学校において実施していただくというのが、一つの課題かと思っています。

2つ目としては、こうやって森林環境教育・木育というのを展開はしてきておるんですけれども、指導者という面ではかなり増えてきてはおります。ただ、指導者の皆さんがそれぞれ自分の思いで森林環境教育・木育をやっているというところが若干ありまして、全体として森林環境教育・木育でどういったところを目指していけばいいのかというのがあまりまだそんなに共有されてないのかなというのは少し感じているところでございます。

そういうこともありまして、その冊子の次にある資料に移ってまいりますけれども

も、今年の3月から「森林環境教育・木育のあり方検討会」というのを設置しまして、これから三重県における森林環境教育・木育というのは何を指してやっていったらいいだろうか、それに必要な体制とか、必要な道具立てはどんなものなのかというのを議論しているという状況です。

この「設置要綱」というのをお配りしてはいますが、2枚目おめくりいただきまして、この検討会のメンバーとしましては、森林分野から私と、林業人材育成推進監の山田の2名が入っているほか、県庁内では最初のところにあります小中学校教育課、それから最後の子ども・福祉部の少子化対策課ということで、保育、それから小中学校の教育といったところの関係の課にも入っていただきまして、こういったところの中で違和感なく取り組んでいただける方向性というのを検討していると。その他に三重大学から森林・林業の関係の沼本先生と、教育学部から平山先生という形で今進めているということです。メンバーは、6人ということになります。

次の資料になりますけれども、「森林環境教育・木育のあり方検討会スケジュール」ということで1枚、A4で用意してございます。第1回を3月23日に開催いたしまして、第6回が7月下旬とありますけれども、8月の頭で一旦ちょっと一区切りということになっております。その間、第1回は吉田正木さんという方、県内の林業家ですけど、その方からお話を伺ったりですとか、あるいは2回目については、三重県上野森林公園の所長ということで今、森林環境教育・木育に協力いただいている方、あるいはその下、森の風しぜん学校校長ということで、小中学校、それから保育園のほうでも木育の取組をしていただいている方等々に随時お話を伺ってきて、議論を進めたということでございます。

その次のところに、8月4日時点での「最終案」というものを一応お配りしております。ただ、まだこれは最終版ということにはなっておりませんので、あまり詳細にここではちょっと今日のご説明申し上げませんが、先ほど申し上げたような問題関心に対してこれからどうしていくのかというのを少しまとめさせていただいているということです。

ハイライトとしては5ページのところになります。「みえの森林教育」というふうにな名前をつけてはありますが、その方向性として、①として「森林を活用した産業につながる教育とすること」ということで、子どもたちを対象とするに当たりまして、その対象となった子どもの中の一部はできれば林業、あるいは木材産業というところに入っていけるようなところを目指したいと。こういった職業に至らなかった方についても、他の産業においても森林を活用したビジネスというのが考えられないかといった発想を持っていただけるような大人たちというのを育てていきたいというのが一つでございます。②の「学んだことが行動に結びつく教育とすること」というところにつきましては、大分これは教育のほうの問題関心に引っ張られているところがあるんですけども、森林の分野から申し上げますと、消費行動の中で木材、国産材、県産材といったものを選ぶ意義というのを自分で考えていただけるような大人というのを一つ目指したいなと思っております。3つ目については、「全ての子どもと大人

を広く対象とする教育とすること」ということで、いくつかの小学校では行われているという状況にありますけど、できる限り、そのボリューム感は別として、なるべく多くの方、できれば全ての子どもが森林教育に触れていただく機会を持ってもらえるように進めていきたいと考えているということでございます。

1個だけ補足ですけど、「みえ森林教育ビジョン」というふうに名前をつけてございます。これにつきましては、「森林環境教育・木育」という言葉を今まで並列で使ってきておりますけれども、学術的な面からいくと、「木育」、「森林環境教育」といった言葉を2つ包含して「森林教育」という言葉で整理しようじゃないかという動きがあるので、それに合わせているというのが1点と、「森林環境教育・木育」って結構長いので、少しコンパクトな言葉で表現して、そのいずれも、どちらかだけというんじゃないで、両方を上手く組み合わせてやっというということで、1つの言葉で表現をしているというのがこのタイトルの意味ということになります。

木育のパートについて、あと1つだけです。次の資料になります。熊野林星会についてちょっとご紹介をということでしたので、資料をつけてございます。いずれも「三重の林業」という冊子の過去の記事の抜粋ということになりますけれども、最初に1枚めくっていただいて、「熊野林星会が全国林業グループコンクールで林野庁長官賞を受賞しました！」という2017年の記事からご覧ください。熊野林星会の概要が、その左上にございます。昭和63年に木材産業の川上にあたる造林保育のグループ、それから川下にあたる製材業者のグループが合併をし、誕生しているということです。名前のおり、熊野地域の製材業者、それから林業者の皆さんがやっているグループということです。その中に木材の運搬業者とか建築設計業者さんなんかも加わってという団体になっております。平均年齢が52歳ということで、比較的若い方が集まっている団体ということになっております。このページの記事に何が書いてあるかというと、様々な取組をしているということで、代表的な取組としては、地元の木を使った親子木工教室と、木の町熊野木工コンクールというのをずっと続けてこられたということで、そういった取組が評価をされて平成28年度には林野庁長官賞を受賞されているという団体でございます。

裏面を見ていただきまして、裏面が、今申し上げた親子木工教室の模様を紹介しているものでございます。夏休みの宿題、工作が小学校中心にありますので、その宿題をやるという機会を兼ねられるように、例年8月末の日曜日に開催しているというものでございます。毎年、地元のお子さんが結構集まっていらっしゃると。1枚目に戻っていただいて、木の町熊野木工コンクールということで、こちらは例年9月の頭に実施をしているというものでございます。それから裏面になりますけど、最近の取組としましては、熊野林星会と三重大学が今、共同して熊野木育プロジェクトというのを進めております。その中で様々やっているんですけれども、例えばここにありますように、鶏舎を建てるということ子どもたちと一緒にやるといったような取組などをいろいろされているということです。

ちょっと長くなりましたけど、森林環境教育・木育は以上ということで、次に、植

栽に対する支援ということに入ります。次の資料です。横紙の「皆伐後の植栽に対する支援について」というのをご覧ください。

植栽に対しましては、「森林環境保全直接支援事業」、通称「国補造林事業」というのがございまして、これについて人工造林、下刈り、獣害防護柵の設置、改良に対して経費7割を補助しているというものがございます。経費7割の補助の内訳は、国が3、県が1ということになっております。

三重県独自の取組としては、ニホンジカによる苗木の食害が多くみられるということがございますので、植栽地の周囲への獣害防護柵の設置に対して、県民税の市町交付金（連携枠）事業というのを設けまして、この獣害防護柵の設置費用の全額を支援しているというのが今の状況でございます。県民税の市町交付金事業の実際の額が書いてないんですけど、令和元年度につきましては全体で2,300万円ちょっとという予算規模でございます。

国補造林事業の過去3年遡って見てみますと、長期的には少しずつ減ってきているという状況にありますけれども、その中で間伐と植栽というのに充てられることになっているんですが、その下の棒グラフを見ていただきまして、青枠の植栽予算とオレンジ枠の間伐予算というところで、植栽の予算については、事業者からの要望をできるだけかなえるという形で、優先的に配分をしているということで運用をさせていただいているということでございます。絶対値としては減っているんですけど、要望額が減っているということございまして、その要望額に対する割合としては間伐に対する要望よりは優先してつけていますよということでございます。

最後になります。「木づかい宣言」の登録要件と実施状況ということで、2つの資料を使ってご説明申し上げます。お手元にありますのは、「三重県「木づかい宣言」事業者登録要領」ということでございます。要件につきましては、この最初のページの「対象」、第2条になります。「店舗や事務所等の木造・木質化や木製の備品・日用品の使用、木育遊具の導入等、積極的かつ計画的に県産材を使用していくこと」ということで、木材をどれだけ使うとか、量は具体的には決めておりませんが、なんらかの形で店舗なり事務所で県産材を使っていたかという取組を登録していただくということになります。もう1個の要件として、「県産材を積極的にPRすること」というのが登録要件になってございます。

2枚目の裏に「木づかい宣言」と「木づかい運動計画書」というのをつけてございまして、事業者の方にこういった様式を埋めていただいて、これに基づいてこれから木を使っていきます、県産材の良さをPRしていきますというふうに宣言をいただいて、登録をするということになります。登録いただくと、県としては登録いただいた事業者のPRのお手伝いをさせていただいているということでございます。

令和2年7月末時点の登録者につきましては、最後になりますけれども、その資料ということで現在13施設まで増えてきております。大体2、3か月に3件とかのペースで最近増えてきているということになっております。バリエーションとしても少しずつ広がってきているかなというところございまして、これから更に増やしてい

きたいと思っております。量を求めるとか、そういったことも検討してはいるんですけども、まずはこの木づかいの輪を広げるという方向を中心に組み込んでいく段階かなと思ってやっているとこでございませう。説明は、以上でございませう。

田中座長

ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対して委員の皆さんから質問があれば、お願いいたします。なお、本日は条例の総則的部分の検討に時間を要することが想定されますので、質問は簡潔にお願いいたします。それでは、よろしくお願ひいたします。

今井委員

2点に絞って、1つは感想とこんなこともというお願ひになりますけど、この副読本、すごくいいなと思ひます。三重県内全ての小学校5年生にお渡しただひいて、学校で活用してもらおうという認識でいいんだと思ひますけども、せつかくこれ、本当にすごく良いので、ぱつと斜め読みさせてもらったんですけど、現状の課題というの、問題意識、またいろいろ考へていただくということでは、現状どうひう大切な私たちの生活に欠かせないこの森林にまつわる課題があるのかというの、もちょっと何らかの形で、せつかくですから小学生の皆さんに知っていつてもらおうというの、も大事かなと思ひますので、これは要望にとどめておきます。

それで、植栽のほうで、先ほど課長のほうからご説明ただひいて、優先的につけていただひいているということ、それはありがとうございます。ただ、植栽そのものに対する意欲的なものはどうなんですかね。皆伐しました、植栽をしたいというところには優先的にしつかりつけていつてもらっていると思ひうんですけども、そもそももう一度しつかり循環をしていきたい、また育てたいというよなトレンドはどうなのかなというのをちょっと聴かせてもらいたいのと、もし植栽にあまり積極的にならうという意欲が減退しているのであれば、その辺の理由的なもの、大体想像はするんですけども、一応聴かせてもらいたいなと思ひます。

横澤課長

植栽のほう、質問にお答えいたします。植栽意欲はどうかということなんですけど、基本的には伐採をしたら植えるというのが森林法上の義務ということになっておりますので、意欲はどうにしろ植えなきゃいけないというのがまず原則でございませう。

その上で、植栽意欲はどうか、もっと言えば皆伐意欲がどうかということになりますと、それは確実に落ちてきているというのが現状です。その背景としては、木材の価格がどうしても安いというのがありますので、今の木材価格の中で、そして施業のコスト体系の中では、木を伐って、出して、売ってとやると、苗木を買って植えるというところまでお金が十分回らないというふうにな事業体のほうで見立てますので、皆伐には積極的にならないということになります。もう1個、植栽意欲を失わせている

のが、先ほどご紹介したニホンジカの問題。植えても皆、食われてしまうというのがあるということになっています。

今井委員

今のことで、僕が勉強不足で申し訳ないです。皆伐した後、植栽するのは義務という事は、しなければ罰則があるのか。皆伐して、その後、植林が義務なんであれば、植林されないってことはないということによかったんですかね。

横澤課長

森林法上は届け出をして、伐採をして、植栽が完了していなければ植えてくださいという指導をしていくということになります。届け出違反で罰則がどの程度についているか、すみません、今は記憶がないんですけども、確か罰則がついていると思っています。

実態上どうなのかというと、やっぱり植えた後で根がつかなくてちゃんと整林しないみたいなところは、確かにあったりはしています。他の県に行くと、そもそも植えられていないところも結構増えてきたりはしています。県内ももちろん十分に植えられてない、未植栽地と言われてはいますが、そういったところも確かにあります。そういうところについてどうするかというのは、一つの課題ではあります。

今井委員

そういったところについてどうするかっていうことで、様々、連携枠で獣害対策やってもらったり、木材そのものの利用促進とか、県も一生懸命、子どもたちへの森林環境教育・木育のみならず、その辺も当然やってもらっていると思いますので、その辺りのところを、今回のこの条例の制定というのも、そういったところの後押しになるようなものになっていけばなと思っています。ありがとうございました。

濱井委員

先ほどの皆伐後の植栽につきましてお聴きしたいんですけども、これは何らかの条件的なものがあるんでしょうか。例えば、皆伐面積が何ha以上であるとか、そこら辺はどうなんですかね。義務ですから、絶対やらなきゃならないというような感じもしないわけでもないんですけども、今井委員から言われましたように、罰則的なものがあるのか、ないのかというのもちょっと気になるんですけども。何年以内にしなきゃいけないとか、条件的なものがあるんですか。

横澤課長

福島から答えさせていただいてもよろしいですか。

田中座長

はい。

福島副課長

森林・林業経営課、福島です。よろしくお願いします。

植栽の義務につきましては、森林法上、普通の山林と保安林、2つありますけれども、保安林につきましては植栽義務がありまして、更に指導に従わない場合に罰則がついているというところでありまして、普通の山林につきましては罰則があったかちょっと定かではありませんので、罰則まであったかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

それで、植栽に関しての面積要件、こういったものは特にはないかと思えます。小さくても伐採すれば植える義務があるということです。植える義務と言いつつも、森林に復元できれば、それはそれでよろしいというところでもありますので、必ずしも普通山林につきましては、植栽をしなければ罰則があるというものではなく、何らかの形で山林に復元できればよいというところでもあります。保安林につきましては、保安林の指定のときに植栽の義務というのをつけるか、つけないかによって植栽の義務が発生するかどうかというところでもあります。以上でございます。

濱井委員

大体わかりました。植栽する場合、必ずしもスギを伐ったからスギを植えなければならぬというものじゃなくて、例えばクヌギを植えるとか、そういうのもOKになるわけですか。

福島副課長

普通山林につきましては、どういう樹種を植えても、ただ基本的には高木性の樹木を植えるというところで、いわゆる森林に復元できるというところが肝心なのかなと。

保安林につきましてはまた別で、その指定のときの要件で定めた樹種ということになりますので、その個別の場所によって変わってきます。

杉本委員

私も執行部のというか、国の課題認識をお聴かせいただきたいんですが、皆伐した仕方によると思うんですけども、大きな重機を入れてガーッとやっていく皆伐の場合、それが植栽するにしても、しないにしても、防災上問題があるねっていう認識があるのかどうかということと、私が見ていると、小さな重機で出してきた皆伐の場合は、これは植栽した後きっと再生するよねって思う山もあれば、これは大丈夫やろうかって、その前になんか崖崩れとか、山が崩れないかなって思うような皆伐された山があって、防災上のことというのが課題になっていないのかどうかということと、もう一つは、昔なら皆伐しても自然に植栽してくるけれども、今、獣害で、そのままにしておくと全部芽が食べられてしまうので、昔ほど自然には再生しないんじゃない

かって言われた方がいたんです。昔だったら 10 年経ったら、放っておいても何か生えてきたと。今は 10 年経っても、全部獣害でやられるので、自然林で再生はしないんだってということを言われた林業家がいたんですけれども、その辺りの認識というのはどうなっているのかなっていうのをお聴かせいただきたいです。

横澤課長

まず伐採の仕方については、ちょっと現場それぞれの話になってきますので、重機を入れて大きく皆伐したら必ず山崩れになるとか、そういったことはちょっとないのかなと思っています。あくまでも道のつけ方が地面に合っているかどうかとか、そういったところになりますので、それは現場、現場でちゃんと指導していくというのが必要かなと思っています。全て大きな機械を入れて皆伐したから全部駄目とか、そういった話にはならないかなと思います。

2つ目、天然更新が難しくなるという話ですよね。獣の数が増えているということもございますので、昔よりは天然更新も難しいと。更に植えても食われてしまうということがあるので、昔に比べるとこの獣害防護柵を設置するというのは、皆伐をした後に山を復元する上では、結構大きな負担というふうにはなっています。

中瀬委員

木育について伺いたいんですが、よく似た言葉で食育というのがあって、食育については、学校は栄養教諭とか専門的知識がある人が教えていると思うんですが、今の話ですと、木育については、教師全般が学校で指導していくというふうに捉えたんですが、教師についてはいろんな差があって、本当に教えられる人と教えられない人というのが随分あると思うんですが、そういう面で、均一的な教育をするために何か将来的には食育の教員みたいな形で、こういう木育教諭っていうんですか、そういう人材を育てていく方向がいいのかどうかっていうことをどのように考えておられるのか、聴かせていただければと思います。

横澤課長

学校の先生方に森林環境教育・木育についての知識を十分という話になってくると、かなり大変かなというのがありますので、先生方については、先ほどの説明の中で出てきました「森のせんせい」、県が養成をしています指導者といったものをうまく活用いただければいいかなと思います。

問題は、この「森のせんせい」の中にも今いろんな思いを持って取り組まれている方がいて、総体としてどちらに進んでいくのかっていうのは、そこまでかっちり決まっていないというのがあるので、そこはビジョンを作って、ある程度目線をそろえて、県が進めていこうとする森林教育というのをちゃんと実現していくというのが、これからの取組というふうに考えています。

中瀬委員

そうすると、学校での教育は先生が木育を教えていただくいろんな方と中継をしていくということだけで、先生が直接教えていくということはないということなんですね。

横澤課長

先生によっては木育・森林環境教育、非常に熱心に取り組まれている方もいらっしゃいます。理科の先生とか、もともと木とか植物が好きな先生方は、自分でどんどん森林環境教育・木育ということをやろうと動いていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった方向けには、ちょっと名前を忘れてしまったんですけど、総文の隣にある教員の研修施設がありまして、そこでやっている研修でも、サポートセンターと連携して年に1講座、森林環境教育・木育を学んでいただく講座というのも展開をしています。なので、先生方が全然その森林環境教育・木育にタッチしないということはないと思っています。

ただ、そういった特に思い入れの強い先生というのは本当に限られてきますので、先生方へ取組を広めようという方向性でのこれからの県の対応としては、授業の中で簡単に取り入れていっていただけるようなヒントをこちらからしっかり提供するというのが、これからかなというふうに思っています。

中森委員

木育、森林教育の中で、いわゆる環境林の考え方と生産林の考え方という教育が含まれているのかな、含まれていないのかなと思いつつ、それと里山とか、木の山には種類があって、自然の在り方から、必要な区分がやはり今求められているのではないかなと。針葉樹が花粉症などの事象をもたらしているとか、三重県ではやはり必要どころには生産林は必要。しかしながら、森のバランスというんですか、問題とされている例の獣害対策からすると、どんぐりや実のなる木を植える広葉樹が必要だという考え方が、過去と現在とで少し今変わってきている部分が、やはり現在の木育、森林教育には必要ではないかなというふうに私は感じております。この教育が含まれている必要があるというのが1点。

それから、木の良さに対する、使用例については副読本にも書かれておりますけれども、木を使う、学校に使う、壁に使うとか、床に使うとか、家具に木を使う良さが、もっと健康に良いとか、生活のために木を使うのは非常に良いんですよ。科学的な分析があって、木を使いましょうという教育が含まれるべきではないかなと思いつつ、この2点の教育については、現在はどのように進められているのか、含まれているのか、ちょっと教えてください。

横澤課長

この冊子に基づいて説明をするようにいたしますけれども、生産林と環境林のそれ

ぞれこういうものでしてという説明までは確かにこの冊子ではしていません。1 ページ、2 ページ目の中で「森のはたらき」ということでいろんな働きがあるよということで、森一体として説明をするところかなと思っています。何も知らない小学生にいきなり環境林、生産林という話をしても難しいのかなというのがあるので、どうやっていくかというところだと思っています。

あと、木の効用についての説明がないねというのは確かにそのとおりにかなと思っています。以前、県産材利用事例集をお配りしていただいていますね。あそこの最初のページでは若干それに触れるようにしていて、営繕の方なんかの目には届くようになったんですけど、確かに子どもたちと行ったところにはまだいっていないので、ちょっと今後これを更新していく中では、そういった視点も入れられれば入れていきたいかなと思っています。

中森委員

どちらかという「川上」のほうの重点的な教育がスタートしているのかなというのは当然なんですけれども、「川中」から「川下」へと木育、森林教育の幅を広げるといいますか、そういうのがあって初めて県産材利用促進、我々が求めている条例の中で生かされるのではないかなと感じておりまして、現在の木育は当然進めながらも、「川中」、「川下」の教育へと少し広げていただければ、これから制定しようとする我々の条例ともバランスよくできるのではないかなと感じておりますので、これは要望というか、お願いをしておきたいと思います。

西場委員

「森林づくり条例」の中では、森林環境教育が主要な柱の一つでありました。先ほどの県当局の説明の中で、この度「みえの森林教育ビジョン」として最終案ができて、森林環境教育や木育のいろいろな取組が進んでいるようです。今回、森林環境教育と木育を一体にして「森林教育」と称する三重県方式の取組を踏まえて、今後この検討会で木育をいかに条例の中に規定してゆくのか議論をいたさねばなりません。森林環境教育については「森林づくり条例」の範疇^{ちゅう}になると思うし、また、木育についても「森林づくり条例」との関係が大きいと考えられます。しかし、この検討会においては、今後の木材利用促進のために木育の取組の重要性を認識し、この条例の中に規定してゆく方向で議論し整理して進めていただきたいと思います。

田中座長

わかりました。

山本（里）委員

事例集などを見せていただくと、先ほどもありました理科とか社会科とか総合学習とか、そしてまた年齢に応じて内容が違って来るから、学校において、専門的な分野、

職業に向けたみたいなところを多岐に渡ってしてもらっているという現実だと思います。

ただ、先ほどの小学5年生に配布して学習をするこの副読本ですけど、これは教育委員会がカリキュラムとして5年生でこれを学習するというのを小学校の場合は位置付けているということが一つと、それ以外に全てのいろいろな学校教育の中で、森林教育及び木育を、森林環境税等を使った手挙げ方式で、予算をつけるからということでやっているという両方建てなのか、この学校教育の中で木育・森林教育をするときのカリキュラムの位置付けというのはどういうふうになっていますか。

横澤課長

まず、この「三重の森林とわたしたちの暮らし」を小学校5年生向けに配布しているというその狙いは、小学校5年生の社会の中で地域について学ぶというのが社会科の単元の中に入っておるということで、その際にこれも使っただけならばという趣旨で配っているというのが、小学校5年生に配っている意味ということになります。実際にそこで使っただけか、使っていないかというのは学校の判断ということになりますけれども、何らかの形で使っただけかという学校が比較的多いのかなと思っています。

そのほかに、県民税を使って森林環境教育・木育をやる、やらないというのは、もう本当に学校、あるいは先生の判断になってきますので、熱心な先生ないし、熱心な学校があればそこは継続的にやっていきますけど、そうでないところはなかなかやらないということになっています。なので、必ずやらなきゃいけないものとしては位置付けられていないということでございます。

山本（里）委員

ありがとうございます。地域学習的な意味合いで取り入れられているところもあったりするわけで、このことを学校の中できちんとしていこうと思うと、やっぱり教育委員会との関わりの中で、位置付けというのをきちんとしていくという意味で、この検討会を設置され、検討会の中である一定の方向付けをして、共有するということが目的なんですかね。

横澤課長

検討会の目的とか議論の経過をちょっとご紹介しますと、今、山本委員におっしゃっていただいたような木育なり、森林環境教育というものを固まりとして学校教育の中に位置付けようとする、ちょっと現場でもアップアップになってしまうというのが現実かなと思っています。なので、方法としては、先ほどは社会の地域学習の時間というのを申しあげましたけど、例えば国語であるとか、算数であるとか、他の授業をやるときに森林を題材にしたら実はうまく授業が展開できるといったようなことが、教育学部の先生方に言わせると結構あるらしいんですよ。国語の読み物の中でも

森林についてのものともありますので、そういったところでちょっとでも森林に触れてもらうような道具立てというのをこちらから用意するというのが、学校教育に広く染み込ませていく上で有効ではないかという議論が出ていますので、それは一つの取組としてやっていきたいと思いますという話に今なっています。

もう1個、学校教育にどうやって染み込ませていくかというところですけど、木育なり森林環境教育をやると、学校教育の現場で今、生きる力みたいなのが結構強調されていますけど、そういったところの題材としても結構使えるんじゃないかといった意見もありますので、その方向から是非森林教育を活用してくださいというアプローチがもう一つあるんじゃないかという議論になっています。なので、できるだけ自然に有効なものとして使ってもらえるようにしていきたいというのが、こちら側の動き方かなと思っています。

田中座長

ありがとうございます。時間のほうが押してまいりましたので、できましたらあと1人でお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、開始から約1時間が経過いたしましたので、換気のため暫時休憩とさせていただきます。再開は、11時30分をお願いいたします。

(休憩)

田中座長

休憩前に引き続き、検討会を再開いたします。

ここからは、前回の第9回検討会で積み残しとなっております条例の総則的部分、理念の部分について、検討を進めていきたいと思っております。

本日、前回、資料3としてお配りした「条例の総則的部分（理念部分） 正副座長たたき台」を資料1として改めてお配りしております。

検討の進め方については、前回から少し変更しまして、まず資料1、「たたき台」の「前文」以降の全体について事務局から説明を聴取した上で、前回、ある程度検討した「条例の名称及び構成」は一旦飛ばして、「前文」から「第3 基本理念」まで、「第4 県の責務」から「第6 市町に対する支援」まで、「第7 林業事業者の役割」から「第11 県民等の役割」まで、「第12 公共建築物等木材利用方針」から「第14 財政上の措置」までという4つのくくりごとに、執行部から実務的な観点からの意見がもしあれば聴取した後、それぞれの検討事項等について委員間討議を行っていきたくて考えております。

そして、ひととおり検討終えた上で意見が集約できなかった検討事項については、できる限り検討のための更なる材料を用意した上で、次回以降の検討会で改めて協議いただくことといたしたいと思います。

なお、理念的な規定以外に、具体的施策に関する条文を設けるかどうかについては、

Web会議システムを利用した先進条例制定県への聴取り調査も踏まえて、次回以降の検討会で改めてご協議いただくこととしたいと思います。

それではまず、「前文」以降の「たたき台」の全体について、事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

それでは、資料1の3ページ以降につきまして、説明をさせていただきます。3ページをご覧くださいますと、まず四角の囲みがございますが、これが具体的な条文のイメージでございます。その下、【趣旨・考え方】というところにつきましては、その上の条文的なものについての考え方等を記載した部分でございます。それから、1枚めくっていただきまして、4ページでございますけれども、真ん中辺に【検討事項】がございますが、これが今後ご検討いただく必要があるかなと考えられる部分を整理してございます。それ以降、点線囲みで参考としてお付けしておりますのが、参考となると考えられる他県の条例等の条文を記載したものでございます。全てを説明すると時間がかかってしまいますので、主にこの【趣旨・考え方】の部分と【検討事項】の部分を中心に、適宜端折りながら説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、3ページをご覧くださいと思います。下のほうの【趣旨・考え方】の部分でございます。まず1つ目の「・」でございますが、条例の制定の趣旨、理念を強調して宣明するため、「前文」を設けるということで、条例の制定に当たっての各委員の思いをできるだけ反映するような形で案を作っております。全部で、7段落で構成をしております。1段落目につきましては、三重県において木の文化が育まれてきたことを述べてございます。2段落目につきましては、木材の利用の意義としまして、快適で豊かな県民生活の実現、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化につながるということを挙げてございます。次のページでございますけれども、3段落目につきましては、SDGsの達成への貢献も期待されるということに言及をしております。4段落目につきましては、近年の木材の利用を取り巻く深刻な状況変化について述べてございます。5段落目につきましては、木材の利用の促進に向けた気運の高まりもみられるということと言及しております。6段落目につきましては、これまでの段落で示した内容を受けまして、木材の利用の促進に向けた心構えを述べている部分でございます。7段落目につきましては、「前文」全体の結びとしまして「ウッドファースト社会」を目指すことなど、条例の制定に当たっての決意を示している部分でございます。

【検討事項】でございますけれども、その盛り込む要素としまして今のような内容でいいのかどうか。削るべきものとか、加えるべきものがあるかないかという辺り。それから2つ目としましては、より三重県らしさを盛り込むという意味では、例えば伊勢神宮の式年遷宮の事例とか、あるいは尾鷲ヒノキなどのブランドについて言及する必要があるかどうか。3つ目としましては、こういう意義につきましての順番についても検討事項かなというところで考えてございます。

では、続きまして1枚めくっていただきまして、6ページをご覧いただきたいと思
います。「第1 目的」でございますけれども、「第1」というのは条例になりますと
「第1条」というイメージのものでございます。【趣旨・考え方】でございますけれ
ども、1つ目でございますが、条例の規定内容を簡潔に要約した上で、条例の直接の
目的としましては、木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
ということにしていまして、その究極的な目的としまして、「快適で豊かな県民生活の
実現」、「森林の有する多面的機能の持続的な発揮」、「林業及び木材産業の健全な発展
による地域経済の活性化」を挙げてございます。2つ目の「・」ですが、究極的な目
的の順番につきましては、相対的に直接的な目的である「快適で豊かな県民生活の実
現」を「寄与する」という形をつないで、相対的に間接的な目的である「森林の有す
る多面的機能の持続的な発揮」と「林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の
活性化」というのを1つのグループとして「資する」という形で結んでおりまして、
その上で「森林の有する多面的機能の持続的な発揮」を先に持ってきているという順
番でございます。その次の「・」ですが、現時点ではその具体策に関する条文を設け
るかどうかというのは未確定でございまして、今後検討していただくことになろうか
と思っておりますが、この理念中心型条例に分類されるような他の県の条例におきましても、
計画の策定等の理念を実現するための手段に関する規定をもって「施策の基本的な事
項」と表記をしている例が多いので、そういう形で規定をしてございます。その次で
すけれども、条例に基づく取組が県民とか事業者を広く巻き込んだものとなるように、
「県民等の参加の下」という表現を入れてございます。

【検討事項】としましては、このような目的でよいかどうか。また、順番について
はどうかというところでございます。

それでは、また1枚めくっていただきまして、8ページをご覧いただきたいと思
います。「第2 定義」でございます。その【趣旨・考え方】でございますけれども、
条例の対象を「木材」全体とする場合でございます。ここはまだ少しご議論をいた
だく部分かとは存じますけれども、一旦「木材」全体という形になっておりますけれ
ども、そういう場合におきましては「公共建築物等における木材の利用の促進に関する
法律」との整合という意味から、同法と同様の「木材の利用」についての定義を設け
るというふうな形で整理をしております。ただし、木材の中でも県産材の利用を優先
するということを表現するために、同法では「国内で生産された木材その他の木材」
と表現されている部分につきましては、「県産材をはじめとする木材」という形で変
更をしてございます。「県産材」の定義につきましては、「三重の森林づくり条例」の
規定を引用してございます。ほかの用語の定義につきましては、今後、詰めていく必
要があるということでございます。

【検討事項】でございますけれども、条例の対象を「木材」全体とする場合につ
きましては、こういう定義でよろしいかどうかという辺り。あとは県産材のプライオリ
ティについてどのように示すかというところでございます。それから、2つ目ござ
いしますが、条例の対象を「県産材」と「県内で加工された木材」とする場合につ

ましては、別途対象を示すような用語の定義が必要となってまいります。その場合に
どういうふうな定義をするかについては、また検討が必要かなと考えております。そ
れから、3つ目でございますけれども、木材のバイオマスエネルギーの利用に伴う弊
害等もあるということでございますけれども、「木材の利用」の要素として「エネル
ギー源としての使用」を入れるかどうかということについても検討事項かと思ひます。
それから9ページのほう、次のページに^{またが}跨るんですけれども、「たたき台」で示した
もの以外に定義規定を設けるような用語があるかどうかというところでございます。

次、10ページのほうをご覧くださいと思います。「第3 基本理念」でございま
す。【趣旨・考え方】でございますが、ここは前文とか目的規定とも整合を取る形
で、木材の利用の促進に当たって拠り所となる考え方を規定してございます。(1)とし
まして、快適で豊かな県民生活の実現の観点から、「木材の優れた特性を生かすとと
もに、県民等の意識の高揚及び自発的な取組を促進するように行われること」とい
うことを規定してございます。(2)としまして、「森林の有する多面的機能が持続的に発
揮されるよう行われること」を規定することとしておりまして、この中で三重のもり
づくりに資するようにするという観点から、「三重の森林づくり条例と相まって」と
いう表現を使わせていただきまして、「森林づくり条例」と相乗的に森林の多面的な
機能が持続的に発揮されるようにするということを示しておりまして、そういう形の
条例とのリンクを図っておるというところでございます。あとは、県産材の利用促進
にプライオリティを置くということで、県産材の利用を優先的に促進する旨を規定し
てございます。(3)でございますけれども、「環境への負荷の低減に寄与するよう行わ
れること」を規定しておりまして、その中でウッドマイレージの考え方を述べており
まして、県産材の利用促進のプライオリティと重なる形ではあるんですけれども、近
隣県で生産された木材も含めて、できるだけ近接した地域産の木材の利用促進にプ
ライオリティを置くということを表現してございます。(4)といたしましては、林業及び
木材産業の健全な発展による地域経済の活性化の観点から、「県産材をはじめとする
木材の経済的価値の向上が図られるよう行われること」を規定してあります。(5)とい
たしまして、各主体の連携協力が重要という観点からの基本理念を規定しているとい
うことでございます。

【検討事項】といたしましては、このような5点でよいかどうか。削るべきもの等
はないか。2つ目としましては、「三重の森林づくり条例」とのリンクにつきまして、
ここでは「相まって」という表現をしておりますけれども、こういう形でいいのかど
うか。ただ、ここにつきましては、対象となる木材、対象を何にするかによって、ま
たリンクの仕方というのは変わってこようかとは思っております。それから3つ目と
しましては、県産材の利用促進についてのプライオリティについて、こういう形で示
すことでよいか。それから、ウッドマイレージに関して、近隣地域産材という形でプ
ライオリティを置くこととしてよいかという辺り、これにつきましても対象をどうす
るかによって変わってくる部分かというふうには考えております。

めくっていただきまして、今度は13ページのほうをご覧くださいと思います。

「第4 県の責務」でございます。【趣旨・考え方】でございますけれども、まず県につきましては、他の主体よりも相対的により重い責任を課すという意味で「責務」規定を設けてございます。「施策の総合的かつ計画的な策定・実施」とか、「関係主体との協働・連携」とか、「県の整備する公共建築物における率先利用」、「研究開発や人材育成」、「教育や普及啓発」について規定してございます。それから、③から⑤に関しましては、具体的な施策に踏み込む内容であるということから、ここは知事等の執行機関の自主性を尊重するという趣旨から努力義務という形の規定にしてございます。

【検討事項】でございますけれども、「県の責務」として規定するのはこのような5点でよいかどうか。それから、「県の整備する公共建築物における率先利用」を規定する場合に、③のような表現でよいかどうか。それから、「研究開発や人材育成」を規定する場合に、④のような表現でよいかどうか。「教育や普及啓発」を規定する場合に、⑤のような表現でよいかという辺り。それから、次のページでございますけれども、③から⑤の部分、先ほど努力義務としたという部分でございますけれども、この部分について、こういう形でよいかどうか。もう少し義務の度合いを高めるような感じで、「ものとする。」という表現にするかどうかという辺りかと存じます。

次、まためくっていただきまして、16 ページをご覧くださいと思います。「第5 市町の役割」、「第6 市町に対する支援」でございます。【趣旨・考え方】でございますが、「三重の森林づくり条例」のほうでは、市町についての責務、役割等の規定は設けられていないという状況ではございますけれども、何らかの規定を設けるというご意見もいただいているところでございますので、「市町の役割」規定を置くということにしてございます。その中で、特にその市町が整備する公共建築物での積極的な木材の利用について関心が高いということもございますので、その部分については特出しをして規定をしてございます。3つ目としましては、広域自治体である県が市町の木材利用の促進についての施策をサポートすべきだということから、そういう「市町に対する支援」の規定も「第6」として設けているところでございます。県と市町とは対等な関係にあるということも考慮しまして、市町の主体性を尊重する形での規定のみを設けるということも考えられるところではありますけれども、この「たたき台」としましては、市町の公共建築物等における木材利用促進についての役割が大きいということに鑑みまして、役割規定を置くという形にしてございます。

【検討事項】といたしましては、県と市町とは対等な関係にあるということもありまして、「市町の役割」規定を置くべきかどうか。あるいは、「支援」とか「協働」の規定にとどめるべきかというところ。それから、市町の整備する公共建築物の積極的な木材利用について規定をするべきかどうかというところでございます。

おめくりいただきまして、18 ページをご覧くださいと思います。「第7 林業事業者の役割」でございます。【趣旨・考え方】といたしまして、今回は主として「川下」ですとか「川中」に主眼を置いた条例ということでもありますので、「川上」に関する主体の規定というのは設けないという考え方もあるところではございますけれども、

ども、やはり林業事業者の役割とか、「川下」、「川中」の主体との連携の重要性ということもございますことから、「林業事業者の役割」という規定を設けることとしたところでございます。一方で、他の県の条例を見ておりますと、「林業事業者の役割」として「森林の整備及び保全」とか、そういうものを入れている例があるんですけれども、今回はその「森林の整備及び保全」については、「三重の森林づくり条例」において規定されていることも踏まえまして、「県の施策への協力」のほか「県産材の安定的な供給」、それから「人材の育成」について規定をしておるところでございます。「県産材の安定的な供給」につきましても、「川中」とか「川下」の需要に的確に対応すべきという観点から、「多様な需要に応じた良質な」という表現を加えているところでございます。

【検討事項】といたしましては、そもそもこういう規定を設けることでよいかどうか。2つ目としましては、こういう規定を設ける場合この内容でよいかどうか。それから3つ目としましては、「県産材の安定的な供給」という先ほど加えた部分でございませうけれども、こういう表現を加えることでよいかどうかというところでございませう。

続きまして、20 ページのほうをご覧くださいと思います。「第8 木材産業事業者の役割」でございます。【趣旨・考え方】でございますけれども、ここでは「川中」の主体として木材の利用の促進に重要な役割を果たしているというところから、「木材産業事業者の役割」という規定を設けることとしてでございます。他県の条例とか、あと委員のご意見を踏まえまして、役割としましては「県の施策への協力」のほか、「木材の有効利用及び安定的な供給の推進」、「木材の新たな用途の開発」、「加工技術の継承及び一層の向上」及び「人材の育成」を規定してございます。ただ一方、他の県であるような「木材産業の振興」につきましても、少し抽象的なものかなというのと、あと、木材の利用の促進との関連度も必ずしも高いとはいえないということも考えられるところから、ここでは盛り込んではいないところでございます。あと、「川下」の需要に的確に対応すべきという観点から、「多様な需要に応じた」という表現を「木材の新たな用途開発」のところとかに加えているところでございます。

【検討事項】といたしまして、「木材産業事業者の役割」の規定の内容については、このようなものでよいかということ。あるいは、「木材産業の振興」も盛り込むべきかどうか。2つ目としましては、「木材の有効活用及び安定的な供給の推進」、それから「木材の新たな用途の開発」について、こういう表現を加えることでよいかどうかというところでございます。

次に21 ページ、「第9 建築関係事業者の役割」でございます。【趣旨・考え方】でございます。「川上」及び「川中」とエンドユーザーをつなぐ「川下」の主体として木材の利用の促進に重要な役割を果たしているところから、こういう役割の規定を設けてございます。「県の施策への協力」のほか、「木材に係る知識の習得」、「木材の活用及び普及」、「木造建築技術の継承及び一層の向上」、「人材の育成」について規定をしてございます。他の県の条例ですと、「自らの事業活動を通じて」という文言が

付されている場合もあるんですけれども、「木材に係る知識の習得」や「人材育成」などは「自らの事業活動」とは別で取り組まれる場合もあるということもあろうかと思われまので、そういう文言は付さないこととさせていただきます。

【検討事項】といたしましては、こういう内容でよいか。それから、先ほどの「自らの事業活動を通じて」といった文言を付さないということによいかというところでございます。

続きまして、22 ページをご覧くださいませでしょうか。「第 10 教育関係者等の役割」でございます。【趣旨・考え方】といたしまして、ご意見等では、木育を推進すべきでありますとか、公共建築物の中でも学校施設とか保育施設での木材利用を重視すべきということをお願いしておりますので、「食育基本法」の規定を参考にしまして、「教育関係者等の役割」という規定を設けることとしております。「木育の促進、そのための人材の育成、他の者の行う木育推進活動への協力」及び「その関係する教育等に関する施設における積極的な木材の利用」を規定するということとしております。ただ、「木育」という表現につきましては、先ほど執行部からお話があった部分もあろうかと思われまので、また検討は必要かと思われま。次の「・」で、対象となります関係者でございますけれども、教育に関する関係者・関係機関に加えまして、保育に関する関係者・関係機関も含めております。「木育」という用語を使用することにしておりまして、これが「木材の利用の意義及び重要性についての理解を深めるための教育及び学習その他の木材の利用の促進に関する教育及び学習」という定義を設けるということも想定をしているところでございます。その次の「・」ですが、「その関係する教育等に係る施設における積極的な木材の利用」につきましては、教育委員会等の学校・保育所の設置者がそれらの整備に当たって木造・木質化を図るように促すとともに、教育や保育において木材を利用した教材を使用することを促すということも意図しているところでございます。

【検討事項】でございますけれども、まず1つ目が、こういう規定を設けることでよいかどうか。それからその内容がどうか。それから、「木育」という用語を使用することでよいか。その場合の定義をどうするか。それから、関係者からの意見聴取において、設計者とか施工者がそういう技術について学ぶ場があまりないということが現状としてあるということでございますから、そういう学ぶ機会の提供の努力義務を設けることも考えられるところではございますけれども、その点をどうするかというところかと存じます。

では、24 ページをご覧くださいませと思います。「第 11 県民等の役割」でございます。【趣旨・考え方】でございますが、木材の利用促進に当たりましては、県民とか事業者の自発的な取組が重要であるということから、「県民等の役割」の規定を設けることとしております。「木材の利用の意義及び重要性についての理解」、「日常生活及び事業活動を通じての積極的な木材の利用」、それから「県の施策への協力」を規定してございます。対象とします「県民等」でございますけれども、これは県民と、他に役割規定を設けている関係事業者を除く事業者、一般の法人とか事業者、そうい

うのを「等」として表現をしておるところでございます。木材の利用の意義とか重要性につきましては、前文等で示したもろもろのところ、そういうところの内容を想定しているところでございます。

【検討事項】といたしましては、こういう規定の内容でよいかどうか。それから、県民等が理解を深める内容については、「木材の利用の意義及び重要性」でよいのかどうか。その辺かと存じます。

続きまして25ページでございますけれども、「第12 公共建築物等木材利用方針」というところがございます。【趣旨・考え方】でございますけれども、理念の実現を担保するための規定として、計画とか指針の策定を求めるという意見が多くございましたので、何らかの計画とか指針の策定の規定を設けることにしたいというところがございます。ただ、木材の利用促進に関する既存の計画とか指針がある中で、新たな計画とか指針を設けるというのは屋上屋を架すということになりかねないですし、執行部の負担もちょっと過剰になってしまうというおそれもございますので、既存の計画とか指針を条例に位置付けることが適当ではないかと考えたところがございます。

「三重の森林づくり基本計画」というのも候補としては考えておったところではございますけれども、こちらのほうは「県産材」に関する施策のみを対象としていると。一方、こちらのものにつきましては対象が異なる可能性があるということから、それは適当ではないかなと考えたところではございますが、こちらのほうの条例の対象によっては変わってくるかもしれないというところがございます。ここでは「みえ公共建築物等木材利用方針」について、条例に位置付けるべきというご意見もいただいているところがございます。対象が「木材」全体ということもあるし、あとは多くの委員が重視する公共建築物における木材の利用についても記載があるということから、公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策も加えた上で条例に位置付けてはどうかということでも考えたところがございます。この「みえ公共建築物等木材利用方針」につきましては、これは法律に基づく方針ではございますけれども、法律のほうでは「定めることができる」という感じの規定で、義務にはなっていないんですけれども、こちら辺につきましては、条例のほうで策定を義務付けるということについては、特に問題はないと考えているところがございます。

次のページでございますけれども、2つ目の「・」でございますが、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」で掲げる事項に加えて定める事項としましては、「公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する基本的事項」、それから、「木材の利用の促進に関する目標」、それから「木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置に関する基本的事項」、それから、「木材の利用の促進に関する教育、普及啓発等に関する基本的事項」、それから「その他木材の利用の促進に関し必要な事項」ということを掲げるということでございます。

この法律では、方針の策定又は変更の公表については努力義務ということではございますけれども、今回の条例に位置付けるに当たりましては透明性の確保という観点

から、方針の策定とか変更につきましての公表を義務化するという規定としてございます。

あと、施策の評価ですとか検証ができるようにすることが必要だというご意見もいただいておりますので、他県の条例でも「施策の実施状況の公表」というのが位置付けられている例も多いということもございますので、この方針に基づく施策の実施状況の公表について規定もしたところでございます。

【検討事項】でございますけれども、こういう規定を設けることでよいか。その場合には既存のこの「木材利用方針」の内容を拡充する形で位置付けるということによいかどうかということ。それから、2つ目でございますけれども、この「木材利用方針」の内容を拡充される場合に、こういう「たたき台」で挙げたような内容を加えることでよいかどうかということ。それから、方針の策定又は変更の公表については義務化することでよいかどうか。それから、方針の策定とか変更に当たって、市町とか関係事業者等に意見を聴くなどの措置をとる必要があるかどうか。他県ではこういう例もあるところではございます。それから、方針に基づく施策の実施状況の公表について規定することでよいかどうか。他に何か規定しておくべき事項があるかどうかということもございます。

あと2項目でございます。29 ページをご覧くださいと思います。「第13 体制の整備」でございます。【趣旨・考え方】でございますけれども、ここでは、県が木材の利用の促進に関する取組の円滑かつ効果的な実施を図るための県とか市町とか関係事業者等の連携や協力体制の整備という辺りについて規定をしております。あと、県庁内でこういう公共建築物における木材利用を進めていく上で、部局の枠を超えた体制というのが必要であろうということもありますし、現状の「県産材利用推進本部」というのも取組が十分に広がっていないこともあるというふうなことでございましたので、具体的に「県産材利用促進本部」を条例に位置付けるということもご意見としてはいただいておりますけれども、なかなか具体的に書くのは難しいということもあるのかなということもございます。それから、「県産材利用推進本部」の体制強化を見据えまして、そういう木材の利用の促進に関する施策を部局の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備について規定をしているところであります。具体的にこの「県産材利用推進本部」自体を条例に位置付けるということにつきましては、「地方自治法」に違反するおそれがあるかどうかということもございますので、具体的な名前としては出していないということもございます。

【検討事項】でございますけれども、こういう規定を設けることでよいかどうか。それから、例えば組織として「協議会」の設置にまで踏み込むということも必要かどうか。次のページでございますけれども、新潟県の例としましては、「連携」とか「協力」に加えて、「意見交換」という要素を加えている例もあるんですが、そういうことが必要かどうか。それから、2つ目でございますけれども、部局を超えた推進体制の整備について、こういう規定を設けるということによいかどうか。体制の整備を規定する場合に、努力義務でよいかどうかということもございます。

最後、32 ページでございます。「第 14 財政上の措置」でございます。【趣旨・考え方】でございますが、条例の実効性の確保という意味から予算の確保につなげていきたいという趣旨から、「財政上の措置」について規定してございます。ただ、知事の予算調製権がございまして、それに配慮するという観点から、努力義務という形にしております。

【検討事項】でございますが、こういう規定を設けることでよいかどうか。それから、こういう規定を置く場合に努力義務でよいかどうかというところでございます。すみません、長くなりました。説明は、以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。12 時を過ぎましたので、ここで暫時休憩をさせていただきます。再開は午後 1 時からといたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

田中座長

それでは、午前に引き続き検討会を再開いたします。

午前の質問の中で執行部のほうから補足説明がございましたので、よろしくお願いいたします。

横澤課長

すみません。午前中に「森林法」の関係でご質問いただいた際に不明確な回答をいたしましたので、そこだけちょっと補足をいたします。

森林につきましては、伐採後の植栽義務というのがかかっているんですけども、保安林と、それから普通林、ともに罰則があるということでございます。

普通林につきましては、伐採の際に届け出を市町村に出すことになっているんですけども、市町村からその届け出にしたがってきちんと植栽をしていない場合には「植栽しなさい」という命令をかけられることになっておりまして、その命令に反して植栽を行わない場合は、100 万円以下の罰金というのが、一応用意されてございます。

保安林につきましては、今度は都道府県知事の権限ということになりますけれども、そちらにつきましては、保安林の植栽命令に対して違反して植栽をしないといった場合には、150 万円以下の罰金というのが、一応制度上は設けられているということです。

ただ、午前中の議論の中にもありましたように、植栽をして復活させる場合と、天然更新の場合といったような話もありますので、実際の運用上は、なかなかこのとおり進んでいくというのは難しいかなというところではございます。

あと、造林事業の要件につきまして濱井委員から質問がありました。要件につきま

しては、植栽の場合、0.1ha以上、それから1ha当たり1,000本以上というのがあります。もう一つは、森林法上の森林経営計画に位置付けられていること、三重県風という生産林であることというのが要件になっています。ただ、0.1ha以上、1ha当たり1,000本というのはかなり少ない、そして狭い要件ですので、実際上はほとんどの場合が対象になるということでございます。以上です。

田中座長

ありがとうございました。それでは、「たたき台」のうち、「前文」から「第3 基本理念」までの部分について、執行部から、実務的な観点等から何か意見はありますか。

横澤課長

「基本理念」までですよね。いくつかございまして、1個目が、8ページの「第2 定義」のところで、現在、「たたき台」の案では、「エネルギー源としての使用」というのも含んで「木材の利用」として定義されているんですけども、後段のほうにまいりました場合に、例えば「建築事業者の役割」ですとか、一般の「県民等の役割」といったところまで規定をしているというこの条例の建付け上、ここまで規定するのかどうかというのは、ちょっと皆様でご議論いただきたいなというふうに思っております。後ろとのバランスでは、ないほうがこの条例の趣旨がすっきりして、我々も条例制定後に普及させていくときに、説明がしやすいかなというふうに思います。

それから、「第3 基本理念」のところで、(2)の3行目の終わりから4行目にかけて「森林資源が枯渇することなく」というふうな表現がございまして。現状、日本全体の森林の状況から申し上げまして、森林はむしろその枯渇のおそれがあるというよりは、使われなさ過ぎて困っているという状況ですので、「枯渇する」という表現を使われると、中には伐ることが悪というふうにとられる方もいらっしゃるかなということで、できれば削除いただいたほうが、我々としてはありがたいというふうに思っております。

それから、(3)のところ、これはあまり実際の運用上の話ということでもないのでもちょっとここまで申し上げていいのかというのがあるんですけども、冒頭部分、「再生可能で、かつ、二酸化炭素を貯蔵する機能を有する資源であるとともに」ということと、後段部分「環境への負荷の低減に寄与するよう行われること」とございまして、後段部は近くから木を持ってきたほうが環境への負荷が小さいので、近隣の木を使いましょうというふうに規定をしているのに対して、前段はちょっと違う性格のものが入っているのかなというふうに思います。なので、例えば、11ページの「岩手県産材等利用促進条例」の第3条の(2)のように、この前段の部分を生かすのであれば、別立てで起こしていただいたほうが、趣旨ははっきりするのではないかなというふうに思います。

あと、ごめんなさい。一つだけ申し上げますと、前回、「木材の利用」と「県産材

の利用」についてかなり議論いただいたと思いますけれども、確かに「木材の利用」というのを前面に押し出していくと、中には外国産材のことを想定される方もいらっしゃるのかなというふうに思います。一方で、「県産材」というふうに絞ってしまうと、やはり農林水産部のための条例というような性格付けが強くなって、他の部局との連携が難しくなるというのをちょっと執行部としては懸念いたします。ですので、事務局が提案されているのを生かすとすると、2ページの下のところ、「木材の利用」とか「県産材の利用」という表現ではなくて、「木づかいの促進」といったような表現を使っていただくと、議員の皆さんの思いというの、どちらも汲んだ表現ができるのではないかと。これはちょっと提案ですので、参考までということで申し上げさせていただければと思います。以上です。

田中座長

はい、ありがとうございました。それでは、「前文」から「第3 基本理念」までの部分について、委員の皆さんからご意見はございますか。特に、検討事項として示したことについて、よろしく願います。

西場委員

課長説明のバイオマスについて、もう一度説明をお願いします。

横澤課長

8ページの「第2 定義」の(1)の「木材の利用」のところですね。ここに、多分「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」から引っ張ってきて、その定義をそのまま使っているのではないかと思うんですが、その「木材の利用」の中身に「エネルギー源として使用すること」というのが含まれております。おそらくバイオマスのことが想定されるのではないかと思うんですが、この条例におきまして、後段、読み進めてまいりますと、例えば21ページの「第9 建築関係事業者の役割」ですとか、その次の「教育関係者等の役割」、それから「県民等の役割」といったところが出てまいりますと、この人たちが直接的にバイオマスとして木材を利用するということが想定されるのかどうかというのは、若干疑問に思います。そういった建築関係事業者、県民等も含めて、この条例の中で役割を規定していくという場合には、バイオマスというのをあえて入れないほうが条例の趣旨ははっきりするのではないかとこの意見でございます。

西場委員

わかりました。

杉本委員

「前文」のところの「ウッドファースト社会」という用語なんですが、前にもお聴

かせいただいたかもわからないんですけども、この「ウッドファースト社会」という用語は、どういうところから出てきて、今、使われているのかというところがわかったら教えてください。執行部がいるので、執行部にお願いします。

横澤課長

もともと「ウッドファースト社会」を誰が提唱しだしたかというのと、全木連と、それから全森連といったところですね。森林組合連合会系統の全国組織と、木材組合連合会系統の全国組織が提唱をしている概念ということで、まず何か建物を建てるとか、日常的に何かを買うというときは、最初は木というのが使えないか、木の可能性をできる限りまず検討すべきだというような考え方ですね。

杉本委員

国の中でとか、行政の中では、この用語というのは使われるものなんですか。

横澤課長

白書の中に出てきたかどうかはちょっと確認してみないとわからないですけども、三重県ではまだ使ったことはないかなと思います。ただ、ここに入ってくれば、当然、使いたいなと思っています。

杉本委員

ここでいう木材は、海外産であろうが、国産であろうが、県産材であろうが、全て木はっていう考え方でいいですよ。

横澤課長

森林組合連合会のほうも入っていますので、思いとしては国産材というのはあるかと思いますが、一方で、木材組合連合会も入っていますので、外国産材も排除しないということかと思っています。

今井委員

「ウッドファースト社会」という言葉をどう扱うかというのが、ヤフーとかで「ウッドファースト」って打つと、「ウッドファースト株式会社」が一番上に出てくるんですね。今、言われたように全木連さんとかが、自分たちの言葉として使っている言葉なので、社会通念上、オーソライズされた言葉ではないようなイメージもあるので、別にこの言葉を使わなくても、その前にある「木材を優先して利用する社会」というので十分わかる。「いわゆる「ウッドファースト社会」と書くと、なんか「ウッドファースト社会」という定義がしっかりあるのかなというふうに感じてしまうので、別にこの言葉は使わなくてもいいのかなというふうに思いますね。

何らか目的があれば、先ほど横澤課長が言われたように、ここで使われれば県のほ

うでも使うということなのであれば、県もこの「ウッドファースト」というのを何らかの形で定義付けて、今後使っていくんだということであれば、この条例を機にとは思うんですけども、あえてこの単語を使うということについては、今のお話に関連してですけど、どうあるべきかというのは、考える余地があるように思います。

田中座長

ありがとうございます。先ほど今井委員から「ウッドファースト社会」の件についてご意見が出ましたけど、それに対しまして何かご意見はありますか。

西場委員

「ウッドファースト社会」は、先ほど課長からもお話がありましたように、平成26年頃に、全木連等が、木材の価値や効能を広めていくため、今後の社会の在り方や、木材需要の在り方を目指して取り組んでゆく目標としての標語、スローガンとして創られたと聞いています。私は、この「ウッドファースト社会」という標語は、これからの木材需要拡大を進めるための国民運動の中で大きな役割を果たしてくれると期待しており、この条例検討会の中でも度々この言葉を意識して発言してきました。しかし、先ほどの杉本委員や今井委員のご意見も一理あると理解できます。そこで、この条例の中にこの標語を記してゆくことにさほど強くこだわるものではありませんが、条例の中に記述してゆくのであれば、この言葉の定義を明確に位置付け、皆で共有して、県行政や施策の中で活用してゆく必要があります。

「ウッドファースト社会」の取組を主張してきた私自身が言うことは、少し恐縮する発言にはなりますが、最近になって「アメリカファースト」とか「都民ファースト」とかが大きくマスコミ等に注目され、今日では、当初の「ウッドファースト」の期待するイメージが低下して、ぼやけてきているところでもあります。この辺は、今後皆さん方の意見を十分聴いて進めていただきたいと思います。

あわせて、別の言葉の問題で「前文」にある、「SDGs」についてであります。SDGsは、これからの社会の在り方や今後の取組の大事な柱ではありますが、これは2030年の国際的目標の一つであります。10年後の2030年以後にSDGsがどうなっていくのか全く不透明です。条例は、成立して施行されれば10年後も、30年後も、その効果は持続していくことになるので、「SDGs」という言葉をこの条例の中に位置付けていくべきかどうか、その必要性については、慎重に検討したほうがいいと思っております。

田中座長

ありがとうございます。先ほどから、「ウッドファースト社会」、また「SDGs」という言葉を使うか、使わないかということで意見が出ておりますけれども、これに対しましてご意見のございます方。

山本（佐）委員

私も西場委員の意見に同感でして、やはり「SDGs」は、先般、新聞のアンケートもありましたけれども、一般の方でよく意味をご存知の方って本当に少なかったわけですね。私たちの中ではよく使いますけれども。したがって、こういう条文というのは、読む人によって捉え方や受け方が変わってくるような曖昧な言い回しや単語はなるべく使うべきではないと思いますので、やっぱり不明瞭なものというのは避けたほうがいいんじゃないかなと私も思います。以上です。

中森委員

私も、西場委員とよく似た意見ですが、過去の議会のほうで、一般質問の中でも、同趣旨、同内容のことを、私も使わせていただいた1人でございます。

そもそも、「ウッドファースト社会」とか、「ウッドファースト」という言葉については、やはり気運を醸成するとか、愛称とかいう形で、そのような感じでいくとインパクトがあったり、聞いていると何か新しい時代かなと、新しく考えていこうとかいう起爆剤になる、きっかけとなる言葉として出てきており、必ずしも「三重県産材利用促進に関する条例」のような文章よりも、「ウッドファースト条例」のような愛称があれば、ピンと来るといえるか、イメージアップにつながるのではないかという趣旨で、インパクト、印象付けようということで、私も過去に議会のほうでも使わせていただいていたんですが、今、ご意見をいただいたように、必ずしも条例本文で使う、使わないというのは、皆様方のご意見でいいかと思うんですけれども、愛称とか、今、使われているのは「前文」ですので、ここで必ずしも削る必要があるかなというふうにも思いますし、また、せっかく「木材を優先して利用する社会、いわゆる「ウッドファースト社会」という丁寧な言い方をしている、強調しているというようなイメージで最後にまとめられているので、私は別にこれに抵抗はないです。本文第何条で「ウッドファースト社会」を位置付けるといったことまで、私はそこまで定義をしたり、条文の中でそれを生かしていくという必要はないんじゃないかと思いますが、「前文」ですので、気運を高めて、我々の話し言葉というんですか、そのような意味で、あってもいいんじゃないかというふうに思ったんですけれども、これは皆さんが必ずしもないほうがいいと言うんやったら、別になくてもいいんですが、そういう気持ちも必要ではないかなというふうに思った次第でございます。

どうしても条例名とか、条例内容については、日本語を使う決まりとかで、なかなか硬い文章になってしまうのが一般的ですので、少し新しい時代にふさわしいイメージも何らかの部分で必要ではないかなとも思いましたので、私の気持ちだけお伝えさせていただきたいと思います。

田中座長

はい、ありがとうございます。ほかにこの件につきまして、ご意見のございます方。

中瀬委員

「ウッドファースト」、「SDGs」ということじゃないんですが、議員が提案していく条例ということで、「木を使いましょう」ということで大きく捉えることはいいと思うんですが、やはり県議会議員として取り扱うのであれば、「前文」であったり、考え方の「目的」であったり、「定義」であったりするところには、「県産材」という言葉を、これには全くないもんですから、そういう大きなところには入れる必要があるのと違うかということと、そういうことを入れたほうが、今後、活動的にもしやすくないかなという思いがありますので、今後の検討として、加えたらどうかというふうに思います。

田中座長

はい、ありがとうございます。「県産材」を入れてはどうかというご意見でした。

山本（里）委員

今の中瀬委員の意見に同感なんですけれども、後のほうまで読んでいくと「県産材」ということがいろいろと書かれているんですが、やっぱり「前文」というのは、その大意を表現するということでいくと、これは前回の時にもいろいろ話が出ましたが、「前文」の1行目に、「三重県は県土の約3分の2を森林が占め」と三重県の特徴が書かれており、そして中段のところに「三重県における木の文化を取り巻く状況も厳しさを増している」という中で、「県産材」の定義が難しいということはこれまでも出てきているわけですけど、ここでそれが無いというのはやっぱりちょっと寂しいなというか、それこそ大事だなと思うんです。

そして、木材全般ということが言われておりますけれども、木材全般になると洋材も含むのかという話まで出てくる中で、三重県の、あるいは日本の今の森林及び材木の問題がどこから起こってきているかということを考えてときに、複合的ですけども、洋材が入ってきていることによって今の疲弊が促進したということは、これは今回いろんなところに調査に行かせてもらう中で、そんな話はいつも出てくるわけですね。そうなってくると、今、私たちが何を研究して、何をという中で、やはり握って離してはいけないというところに、「県産材」というのが、隣県の部分というのをどういうふうにこの中に定義で入れ込むかは皆の知恵を絞るとしても、最重要ではないかと思うんです。

そして、先ほども説明が午前中ありました、伐採、皆伐が行われても、その後、植栽が行われないというようなことがあり、そういうのを後押ししないといけないというようなことも言われる中で、三重県のこと他県は書いてはくれませんわ。国でそういう法律がこれからできてくるというふうな話がありますが、それは、国全体のことを、対象は国産材になるのかわかりませんが、考えて、そこで網羅できることであって、三重県が三重県として作る時に、他が書いてくれない三重県産材のことを書くことなくしては意味がないかなというふうに思います。いろんな問題があると思

うんですよ。でも、そういうのがこの趣旨ではないかなというふうに思います。「前文」、大事だと思います。

田中座長

はい、ありがとうございます。「県産材」を入れてはどうかというご意見であるわけですが、それでも、「ウッドファースト社会」、「SDG s」を含めて、またご意見のございます方。

今井委員

今の「県産材」のことを「前文」のところに私も入れられればなと思います。「基本理念」のところでは「県産材」をしっかり書いてもらっていて、10 ページの(2)で「県産材の利用を優先的に促進するとともに」ということで「基本理念」にはバシッと書いてもらっていますので、「前文」の重要性をもう一度皆で考え直して、「県産材」というのも「前文」にも入れられるのであれば、やっぱり当初の目的は県産材の利用促進という形になりますので、そのように思います。

あともう1点、「SDG s」は、ちょっとこの文章の書き方、書くかどうかは別にして、唐突すぎるような気がするんですね。SDG sって、17の目標と169のターゲットがある中で、この木材利用促進、この条例は、どこの部分にどのように関係してきてというまで書かないといけないような思いになりますので、ここの「SDG sの達成」という書き方は、言われたようにこれは一般県民の条例になりますので、ちょっとわかりにくいかなというふうに思いました。

「ウッドファースト」については、西場委員のほうがアメリカのことや都民のことを言ってもらいましたが、私もそここのところで、言葉としてどうかというのは別にして、その「ウッドファースト社会」というのを、もし入れるとすれば、定義でしっかりと、今、社会的に定義されていないのであれば、ここに書いてもらっているように「木材を優先して利用する社会」が「ウッドファースト社会」ということでいいのかなどうかも含めて、言葉を最初に提唱された方々等にも確認をする必要もあるのかなというふうに思いますので、中森委員が言われたこともわかりますし、今後、ちょっとこの「ウッドファースト」という言葉をどう扱うかということについては、また各委員のご意見を聴きたいなと思います。

それで、ちょっと違うところにいいですか。今、「県産材」のところでおっしゃっていただいた10ページのところの(2)で、「三重の森林づくり条例と相まって」という言葉を入れてもらっていて、ここのところで「三重の森林づくり条例」と関連をしているというような形を出されているのかなと思うんですけども、「前文」のところでも何らかの形で書き込んでいく必要があるんじゃないかなというふうに、ちょっと個人的に思っています。特に、この6ページの「第1 目的」のところの後半は「森林づくり条例」の第14条と一緒になんです。この「森林づくり条例」の中の第14条の「林業及び木材産業等の健全な発展」というところと一緒にような形になっていて、前段

のほうの「快適で豊かな県民生活の実現」というところは、「森林づくり条例」の「目的」の中では「県民の健康で文化的な生活の確保」という言葉を使っているんですね。今回の出していただいたこの条例案の「目的」のところというのは、「森林づくり条例」とも非常に密接に関連をしてくるので、前から言っていますけど、役割分担、ちょっと議論になっていますけど、どのように「森林づくり条例」の中のこの部分を特にこの条例で前に打ち出していくんだというような形でやるのであれば、その辺りのところも、この「森林づくり条例」との関係性というの、どこかに書き込んでいく必要があるんじゃないかなと思います。

それで、先ほど山本委員が言っていた、外材が輸入によってたくさん入ってきてというのは、「森林づくり条例」の前文にはそれが入っているんですね。「輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇」ということが書いてあって。ですので、以前から議論になっていますけど、「森林づくり条例」の前文や条文と、この今回のやつの「目的」というところですね。この条例の狙うところというのを、今一度ちょっと整理したほうが良いような気がしますね。この条文としてはこの条文で、いい形でまとめてもらっている「たたき台」だと思うんですけども、片一方で「森林づくり条例」というのがあるという中においては、この条例の「たたき台」の「目的」を見ると、「森林づくり条例」から一部を取り出して「目的」にしたというふうに見えてしまうような形かなというふう、今、自分自身は感じていますもので、その辺をどうやっていくかというのを、ちょっとまた皆さんと議論していきたいなというふうに思います。もう一つ言えば、「森林づくり条例」で狙っていることと今回のこの条例の狙っているところがほぼニアリーかなと思うので、どのように整理するかというのは大事だなというふうに感じさせてもらっています。

西場委員

「前文」に「県産材」を書き込んでどうかと意見がございましたが同感です。10ページの「基本理念」の(2)に、県産材のことが書かれておりまして、「県産材の利用を優先的に促進するとともに」というところは、この条例の中で県産材の在り方を特に明確に記述していると思います。そこで、この記述部分を「前文」の中にも入れていただくようお願いします。

また「前文」のところですが、「木の文化」が出てきております。この「木の文化」は、内容が幅広く、また、奥深くて捉えにくいので、この「木の文化」の意味、定義を皆で共有化していく必要性を感じております。

4つ目の「・」の、「しかしながら」から始まる文の最後のところに、「三重県における木の文化を取り巻く状況も厳しさを増している」という表現があり、人によって捉え方が違うかもしれませんが、私の実感するところは、「木の文化」が変化してきているのは事実だけれども、厳しくなっているかどうかは、一概に言えないと思います。だから、「厳しさが増す」というより、むしろ「木の文化が大きく変化してきている」と記述するほうがよいのではないかと考えております。

それと、最後から2つ目の「・」ですが、「このような中、我々は」で始まる文章の最後にも「木の文化」が出てきます。「木を身近に感じることで暮らを取り戻し、再び三重県において木の文化を築いていかなければならない」の文中の「再び」について、「再び」という表現では、現在においては既に「木の文化」が死んでいるように誤解されるおそれがあります。そこで、「再び」という言葉を使うことなく、「三重県における木の文化を築いていきたい」とか、「いかなければならない」とすればよいのではないかと思います。

また、5つ目の「・」で、木材情勢の近年の変化を書かれています。木材の技術開発や新用途活用が進み、研究成果も出てきていることで、木材利用促進に向けた気運の高まりがみられると記されておりますが、もう一つ、これは私より中森さんの専門分野ですが、建築基準法の改正によって、木材建築というものが近年大きく変わってきたし、拡大してきていると思います。この建築基準法の改正の最近の動きが出てきたことをこの「前文」の文章の中に挟んでいただきたく思います。

そして、4つ目の「・」の「しかしながら」のところに、「近年」という言葉があります。近年、木製品が他の素材に変わって減少してきたと書かれています。これは「近年」ではなくて、かなり以前、昔のことではないかと思います。ですから、戦後の高度経済成長時代に、木材の利用が大きく減少してきたのであって、逆に近年になって木材価値が見直されつつあるという今日までの木材需要の変遷があります。そこで、この「近年」という言葉を別の文字表現にしていきたいと思います。

杉本委員

今の西場委員のご意見とほぼ一緒なんですけれども、特に「木の文化」という言葉が少し気になっていて、これについては今日ここでは議論できないと思うんですけれども、もう少し掘り下げて、調べたりしながら、少し書き込みの文章は検討したほうが良いなというふうに思っています。以上です。

中瀬委員

「前文」のところで、ちょっと細かいようなことになるかも知れませんが、下から2つ目の「・」のところで、「県、市町等が整備する公共建築物」ということが書いてありますが、その後に「日常生活及び事業活動における木材利用」というところが、木材を利用していくということから考えていくと、公共以外の建物という表現というんですか、一般住宅という表現になるのかわかりませんが、公共も一般もどちらもという意味で付け加えることが良いのではないかなというふうに考えています。以上です。

田中座長

はい、ありがとうございます。幅広くということで、書き加えていただきたいということですね。

とりあえず全体の中で「県産材」という言葉を入れたらどうかというのは、統一した意見だというふうに思うわけですが、それでも、「県産材」を入れるということによろしいですかね。それでは、それは入れるという形で考えていきたいと思います。

あと、「ウッドファースト社会」、「SDGs」は、これは2つに分かれているんですけど、また今後の検討でよろしいですか。それとも、抜くなら、抜くで。一応、今後の検討ということによろしいですかね。

ほかにご意見のございます方。

谷川委員

細かいことの確認をお願いします。「前文」の中に4か所、「等」という言葉が出てくるんですけども、例えば、最初から2つ目の「・」のところの「地球温暖化の防止等」、それから次の「森林経営等」、「人々の生活様式の変化等」、その次、下のほうの「県、市町等」。その「等」についての整理をちょっと確認だけさせていただきたいと思います。この「たたき台」、これだけ作ってもらうのは本当に大変だったと思うんですけども、「前文」の中での「等」のことについては、やっぱり知っておくべきじゃないかなと。書き込む必要は当然にはないので、ほかにもどういう考えがあつての「等」なのかをちょっと確認させてください。まず、2つ目の「・」のところの「地球温暖化の防止等」ですね。大体わかるんですけど、いろんな風水害であるとか、いろんなことは大体想像はつくんですけども、ちょっとはっきりさせておきたいなと思って、確認です。

袖岡政策法務監

まず、2つ目の「・」の「地球温暖化の防止等」の「等」でございますけれども、「森林づくり条例」のほうで、いくつかこういう多面的機能というふうなところの例が挙がっているものを、まとめて「等」というふうな形で表現をしているというふうなところが1点でございます。

それから、次の「・」で、「持続可能な森林経営等」の「等」でございますけれども、この辺はSDGsの項目としていくつかある中の1つを、例示として挙げて、それ以外を「等」というふうな形で表現をした部分でございます。

それから、4つ目の「・」で、「人々の生活様式の変化等」の「等」につきましては、外材の関係とか、そういうが入ってくるとか、そういうことも含めた「等」というふうな趣旨です。

下から2つ目の「・」の2行目、「県、市町等」の「等」というのは、事業者でありますとか、そういうほかの主体があるというふうなこともありますので、そういうことを含めた「等」というふうな、少し広めに取ったというふうな趣旨でございます。

谷川委員

ありがとうございます。理解できました。

ということで、上から3つ目の「・」のところは、SDGsのほかのことの「等」というところがあるのであれば、「SDGs」という言葉は、私はなくてもいいのかなと思ったりするんです。というのは、先ほどおっしゃられたように、この条例というのはずっと続いていくものですし、このSDGsは2030年ですよ。2030年なんてすぐですもんね。だから、そのときにまた振り返って見たら、もしかしたらこの言葉がどうなっているのかわからないですし、基本、みんながわかりやすい言葉というか、できれば日本語で思っているほうなので、皆さんのご意見にお任せしますが、この「等」に全てが含まれるのであれば、特になくていいのかなというふうな感想を持ちました。

それで、先ほど西場委員がおっしゃった「木の文化」の部分なんですけれども、一番最後から2番目の「・」の「木の文化」の「再び」は、私もいらないと思いますし、「三重県において木の文化を築いて」というのは、「継承して」というような意味の言葉に変えられたらいいのではないかなと思います。

それと、「県産材」ということについて、私たちの条例は県産材を売っていくためというか、利用していくための条例なので、そういう「県産材」という言葉があってもいいと思うんですけれども、よく出てくる「木材」という言葉のときには、「三重の木材」というような書き方をさせていただくと、県産材じゃない他のところから来て県内の施設を通ったものも「三重の木材」として理解していただければいいのではないかなと、ちょっと提案をさせていただきます。

これは最後の話になるのかもしれないですけど、この条例の名前とも関係してくると思うんですが、先ほど横澤課長が言っていた「木づかい」という言葉も、私はいいと思うんですけど、この条例ができたときに、私たちがよくどうやってこれをいろんな人に広めるか、どうやって周知させていくかというのを考えたときに、ラジオとかでよく条例のことを言っていたくんです。前回の「飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」のときもそうでしたけど、やはりラジオでどんどん広めていくということをしてもらうと思うので、そのときに「木づかい」というと、「やさしい」ほうの「気遣い」と聞いたほうの人は思って、木材のことじゃないと思う方もいるのではないかなと、ふと音的なことで考えたときに思います。だから、「三重の木材」というふうなことを言っていたら「木材」の話だなとわかると思うんですけど、「三重の木づかい」というと、三重の人は良い人で、皆に気を遣う人だなというふうに思われるのではないかなということも、ちょっと一つ気になったので、できれば「三重の木材利用」というようなことを前面に出していただけたらいいのではないかなと感じたので、申し上げました。以上です。

中森委員

「前文」の整理について、いろいろ皆さんからご意見をいただいて、ほぼ同感ですけれども、やっぱり最後に、この「いわゆる「ウッドファースト社会」を実現することを決意し」というのをここへ持ってくるのは、ちょっとさすがにあれかなというふ

うに、言葉を使う、使わないというよりかは、この場所はどうかなというふうに私もそのように感じております。

西場先生からご指摘いただきましたように、流れは、年号までは入れませんが、最初に「公共建築物等木材利用促進法」ができて、その後に全木連、全森連が「ウッドファースト社会」の実現に向けた行動宣言をされた。そして、その後、建築基準法の改正がされて、大規模建築ができた、技術開発が進んできた。こういう流れがあるので、その流れを書いたら、別に「ウッドファースト社会」を目指すこともなければ、全木連の提唱したそういう社会の流れの中で、三重県は今、この県産材の利用促進条例を作るのを決意した。このように持っていったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思いますので、その整理の仕方を時代の流れに応じた形にしたほうが「前文」はいいのではないかと。その中で皆さん方の思いをここに噛み砕いていただけたらいいと思いますけれども。

繰り返しますが、今まで木材には、いろんな問題点があった。これはここで言いませんけれども、木の利用が減ったとか、A材、B材、C材の問題はたくさんある。循環社会で大きな問題が起きてきたということは、もう事実です。正しい情報とすれば、法律として「公共建築物等木材利用促進法」が定められた。それから、全国では、全木連と全森連が「ウッドファースト社会」の実現、そういう木材を優先する社会を実現するための行動宣言がされたということにとどめておくと。その後、これはまだ最近ですけれども、平成30年ですね、まだ2年前なんですけれども、建築基準法が改正されて、大規模建築物やら、建築技術がどんどん進んできたという社会になった。この中で、三重県はじゃあどうしようかというので、我々が相談して、県産材利用促進の条例を作る決意をした。このほうが、わかりやすいんじゃないかなと、繰り返しましたが、申し上げたいと思います。「前文」の意見です。

それから、もう1個だけよろしいですか。もう1件、せっかくなので、「目的」のほうも、私の意見ですけれども、この「目的」というのは他の都道府県の条例も実はそうであるかなと思うんですけれども、国語的にというか、「目的」というのは、本来は1つの方がわかりやすいのではないかと。「目的」というのは、1つに向かっていくというのが「目的」であって、2つに分かれていると、どっちが「目的」かというのが非常にわかりにくいというふうに、私は昔から思っておりまして、「目的」のために小さな目標をたくさん持って、それらを結集すれば最後は1つの「目的」になるというようなイメージを持っておりまして、今、この現在の「目的」は2つに分かれています。1つは「快適で豊かな県民生活の実現」のためというのが目的と。更に別の目的は、「地域経済の活性化に資する」ことが目的だと。このように、どう見ても2つに分かれているんじゃないかなと思うんです。他の岩手県や群馬県や山梨県も、確かに2つに分かれているようなんですけれども、実は最後は「県民の豊かな暮らしの実現」、「快適で豊かな県民生活の実現」、「豊かな県民生活の実現」というふうに1本にまとまっているというのが、他の県です。三重県の「目的」は、最初に「快適で豊かな県民生活の実現」を目的としながらも、後で、あえて「地域経済の活性化」

を目的に何か付け加えたみたいなので、「目的」がちょっと2つにずれてしまったのではないかと危惧しております、それやったら「地域経済の活性化」を先に言って、それをすれば、最後に「もって快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする」としたほうが、経済も最後良くなって、その目的はそちらに向かっていると、「県民生活の実現」に寄与すると。このようなほうが、私は、目的は一つに向かったほうがいいのではないかなというふうに思いましたので、「地域経済の活性化」を「目的」とすることに反対するわけじゃないんですけれども、それは先に言ったほうがいいのではないかと、このように思いました。

今井委員

僕も今の「目的」のところ、中森委員の言われたように2つという見方と、3つあるという見方もあると思うんですが、林業県群馬とか山梨県、岩手県、これ全部、三重県も一緒のことを書いてあるってことですね。「並びに」という言葉でつなげているかどうかというだけで、「多面的機能」と「県民生活」、「地域経済の活性化」というのは、どの県もこの3つが、書き方は違うにしても、一緒のことが書いてあって、そこで僕は先ほどの「森林づくり条例」との関係になるんですけど、この条例の「目的」って何なんですかというのを、ちょっと僕は皆さんのご意見を聴いて整理させてもらいたいですね。「多面的機能」のどこの何に重きを置くのかというところを、しっかりどう出していくのか。「森林づくり条例」がありますので、これはもう少し僕はピンポイントに攻めていくような条例になっていくのかなというふうに最初、この検討会の立ち上げの時は、そういう感じでちょっと思っていたんですけど、今、中森委員も言っていた「目的」というのが、ちょっといくつか、ここの中では3つと僕は読んじゃうんですけども、そういう条例づくりでいいわけですね。「森林づくり条例」も、様々なことが「前文」から書いていただいているとあって、多面的機能が危機に瀕しているとかですね。そういった同じような目的で、ただアプローチは、こちらは木材利用促進に特化して、それをするによって後で派生的に、多面的機能が守られたり、県民生活が豊かになるというような、何かこれというものが「森林づくり条例」と重なってしまって、僕の中ではぼやけてしまうので、よく似たものが2つあると見えてしまうのがどうなのかというのを、ちょっと感じさせてもらいました。

場合によっては、この条例を作った上で「森林づくり条例」の改正というのもあり得るのかなというふうにも、ちょっと感じさせてもらったんで、今日ご説明を事務局からいただいて、皆さんのお話を聴きながらちょっと感じたところだけ。「目的」というのがすごく大事になってくると思うので、そこを、もう一度僕も深く掘り下げて、皆さんの意見を聴きながら、ちょっと考えたいなと思います。

田中座長

はい、ありがとうございます。私も同感でございます、少しちょっと広がり過ぎ

てきたなというふうに感じているところでございます。これは、自分の個人的な意見ですけれども。ほかにご意見のございます方。

中瀬委員

今、「目的」のところ、特に、狭めてという話もされていて、「林業及び木材産業の健全な発展」ということを大きな柱として考えるならば、先ほど「前文」でも言いましたが、「目的」のところにも「県産材」とかいう言葉をきっちり明記したほうがいいのではないかなというふうに思います。ただ「木材」というふうにあまりに幅広いことになってくると、捉えにくいところがあるというふうに思います。今後、いろいろ「木材」とかいろいろ出てきますので、基本的には僕は全部、「県」とか「県内産」とかいうことにこだわっているという思いがありますので、こういう「目的」の大きなところにもそういうことを入れていく必要があるのではないかなという思いがあります。以上です。

田中座長

はい、ありがとうございます。もうちょっと絞ったらどうかというご意見だというふうに思います。

濱井委員

中瀬委員のおっしゃられたことは、まさに私も同感なんですが、例えばこの「目的」の中で、「県産材をはじめとする木材の利用促進に関して」とか、その辺の文言をはっきりと入れていただくということが重要になってくるのかなと思うんです。

ただ、思いはものすごく県産材について利用促進してもらいたい、それによって他のものも牽引されてくるというところがあるんですけども、現実、三重県の北と南に長いこの地形の中で、過日、熊野のほうへ連れて行っていただきましたけれども、奈良県産材とか、和歌山県産材とかいうものも入ってきておりますので、そういう現実を無視するということはできないと、私はちょっと迷いがあるわけです。迷いというか、それは当然なんですが、この条例の中にいかにしてこれを謳^{うた}っていくのかなというところがあるんですけども、やはりその中でも県産材を最優先にするというところで収めていくというのが、今回、我々が作る条例であり、そして、それに向けて県民全体が頑張っていくというところに持っていくべきかなと思います。その中で、いろんな施策を挙げていただいて、どこへどういうものを入れていくかというところで、しっかりと県産材を優先するという事柄を入れていくべきだというふうな感じを今はしております。決して県産材だけというふうな考えではないんですけども。

西場委員

「目的」について発言します。「森林づくり条例」においては、「川上」の林業振興と「川中」の木材産業振興に直結する内容でつくられており、主たる施策としては、

「林業の持続的発展」、「多面的機能の発揮」、「県民の参画」、「森林文化及び森林環境教育の振興」の4本柱でできています。これは、「川上」を重点にして、「川上」から「川下」を見据えた条例であり、目的として目指すところは、造林による豊かな森づくりであり、県産材の振興であります。

一方、今回の木材利用促進条例につきましても、「川下」である県民生活における身の回りにある木造・木質の価値観を高めてゆく条例であり、かつて多くあった木造住宅や木製の家具・調度品などがこの半世紀の間に減少して、その多くがビニールやプラスチック製品、また、鉄筋コンクリートに変わってしまっている状況の中で、今一度、我々の日常生活の在り方や社会的価値観の見直しも含めて、木造・木質に光をあて拡大していく取組であります。

今回の条例たたき台素案の中で、「目的」として3点書いてあり、その優先の順番が検討課題となっています。まず目的の内容はこの3点でよいと思います。次にどこに重点を置くかについては、例えば、林業に関係する人たちにとっては、その重点は当然、林業振興、木材産業振興、山村経済活性化であると思われまます。しかしながら、その取組については、既に県条例として先行している「森林づくり条例」の中で規定されており、重複をなるべく避けてゆきたいところです。そこで、この木材利用促進条例においては、「川下」から「川上」にせり上げてゆくような、目的の記述にしていただきたいと思います。したがって、この素案どおり、1番に「県民生活の中に木質を取り入れる」、2番目に「多面的機能」、3番目に「林業・木材産業の振興」の順番でいいのではないかと思います。

田中座長

ご意見、ありがとうございました。

ここで、開始から1時間が経過をいたしましたので、換気のために暫時休憩をいたします。再開は、5分後、14時5分過ぎとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(休 憩)

田中座長

それでは休憩前に引き続き、検討会を再開いたします。ほかにご意見はございませんか。

杉本委員

先ほどからの意見を聞いていて、法務のほうに確認したいと思うんですけども、この3つ、「豊かな県民生活」と「多面的機能」と「林業及び木材産業の健全な発展」というのは、3つ書いてあるけれども、「県民生活」は「寄与する」と書いてあって、あとの2つは「資する」と書いてあるんですけども、この3つは並列なんですよ

か。群馬と山梨は並列に見えるんですけども、三重県のは並列に書いてあるんですか。

袖岡政策法務監

【趣旨・考え方】のところの2つ目の「・」で少し説明をさせていただいている部分がありまして、まず「寄与する」というふうにさせてもらっている「県民の生活の実現」の部分に関しましては、ここは他の2つと比べまして、少し直接的な目的に当たるといふような位置付けで、それ以外の2つの「多面的機能」の部分と「地域経済」の部分というのは、先ほどの「県民生活の実現」から比べると、少し間接的な目的という意味合いで「資する」といふような表現をさせていただいているというところではございます。

杉本委員

というと、群馬や山梨は並立で書いてあると思うんですけども、三重県の場合は、まず「寄与する」ということがあって、そのことによって、あとの2つが「資する」という形で間接的に実現しますよ、という形で書いてあるというふうに捉えてさせてもらっていいですか。

袖岡政策法務監

おっしゃるとおりでございます。

杉本委員

そうすると、西場委員がおっしゃってみえている意図は、これで表しているというふうに考えてよろしいですかね。よろしいかなと私は捉えたんですが。

でも、もっとそこを強調すべきやという考え方もあるので、今、私はどちらがいいというふうには、まだ答えは出ておりませんが、条文の中身は理解させていただきました。

濱井委員

「第1 目的」のところ、先ほどの件ですけども、「富山県県産材利用促進条例」は、三重県と同じように「森林づくり条例」を持っているんですけども、その「目的」の書きぶりが、「県産材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、あわせて森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与すること目的とする」といふように書いてあるんですけども、これがこの書き方でいいのかどうかよくわからないところがあるんですけども、「快適で豊かな県民生活の実現に寄与する」といふのが、やはり重要なと基本的には思いますので、それをその後ろに持ってきて、これを目的とするというふうな直接的な言い表し方というのができないのかなという感じがします。もうちょっと研究し

ないといけないですが、そういう思いです。

田中座長

また今後の課題とさせていただきたいというふうに思いますけれども、ほかにご意見のございます方。

西場委員

10 ページの「基本理念」に「木の文化」の記述がありませんが、「前文」の中には「木の文化」のことが書かれています。「基本理念」の中にも「木の文化」を書き入れていくべきか、また、あえて「前文」だけにしていくべきか、「基本理念」における「木の文化」の位置付けをどうしていくかが今後の検討課題であると思います。

また、「木育」における「木の文化」との関係を規定していくこともあり得ると考えます。

それから、横澤課長から8ページの「木材利用」の定義における「エネルギー源としての使用」の記述について話がありました。木材は、かつて昔は、薪^{まき}や炭として利用されておりましたが、現在はその活用はごくわずかであり、今は木質バイオマス材がエネルギー源として大量に利用されています。この「エネルギー源」については、検討事項として「木材のバイオマスエネルギー利用に伴う弊害」という懸念もあるようです。バイオマス発電は、林業振興への貢献度も高くメリットも多くありますが、燃料確保のための木材資源の取り合いなど懸念・課題も多くあると聞いています。今回の条例における理念・目的が目指す木材利用促進の観点からすると、バイオマス発電は必ずしも主たる分野ではなく、この条例における「木材利用」の定義には「エネルギー源」の記述はなくてもよいと思われまます。ご検討をお願いします。

谷川委員

「第3 基本理念」のところも同じなんですけど、最初の書き出しと、(1)の書き出しの「木材の」というところで、それも「三重の」って最初に入れてくれたら、全部すごく読みやすいなと思います。そうすると、外材は入ってこないというのがわかるので。「県産材」という言葉と、「三重の木材」という言葉の2つを使い分けていくのがいいのではないかなと思ったので、提案をさせていただきます。10ページの「基本理念」のところの最初の書き出しのところ、「木材の利用の促進は」というのと、(1)の書き出しの「木材の利用を」というのの前に「三重の」ってつけていただくと、「三重の木材の利用の促進」、あと「三重の木材の利用を積極的に行うことが」というふうに読むと、外材が入っていないのではないかとということです。繰り返しになりますけど。以上です。

山本（里）委員

今のは、もっともだだと思います。そうすると、全体的に他のところも「木材」とい

う言葉で書かれているところを整理し、それは、今ある条例の中に示されている「県産材」というのもあるので、それとの使い分けをきちんと明確にしながら一つ一つ見直すことと、定義のところの、これが「三重の木材の利用」となるのかだと思いうんですけど、それをきちんと「三重の木材」なら「三重の木材」と定義する。「県産材」はもう定義されていますけど、それをこの定義のところにきちんと書き込むということが必要になると思います。

そして、先ほどからたくさん意見が出ておりました「目的」のところの、どちらが優先というのではないけど、どちらが直接的か、間接的、総合的かということになると、この三重の木材を利用することによって、直接的には「三重の林業及び三重の木材産業の健全な発展」だと思いうんです。そして、それによって、「快適で豊かな県民生活の実現」、「森林の有する多面的機能の持続的な発揮」なので、この法令的な形の書き方でいくと、「三重の林業及び三重の木材産業の健全な発展」というのが「寄与する」ところ、直接的なところで、あとの2つがその次に並ぶところ、そのほうがイメージとして、一般生活の中ではちょっとそれはわかりにくいと思いうんですけど、法令的な意味合いでは、ここで話されていることは、直接的とそれから複合的、間接的となると、そうなるんじゃないかなと思います。

田中座長

ありがとうございます。「三重の木材」について、今、ご意見が出ておりますけれども、この「三重の木材」を含めて、条例の対象となる木材につきましては、かなりご意見もあろうかと思いますので、次回以降の検討にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにご意見のございます方。

西場委員

10 ページの「基本理念」(3)におけるウッドマイレージの考え方に賛成です。しかし、例えば桑名で家を建てるとしたら、距離だけで比較すれば、伊賀や紀州から木材を運送するより、愛知県、岐阜県のほうが近く優位となります。そこで、輸送距離とともに併せて、県内産木材の優先についても工夫して記述をお願いします。

田中座長

わかりました。ありがとうございます。おっしゃるとおりでございますので、また検討させていただきます。

ほかにご意見のございます方。

山本（佐）委員

この(3)なんですけれども、今おっしゃったような矛盾点もありますし、あとやっぱり「木材の利用が環境への負荷の低減」というのは、このウッドマイレージだけでは

なくて、様々な要因があると思うので、私はここまで結構非常に細かく、ここだけすごく専門的に書かれていまして、ちょっと違和感があるといいますか、ここまで細かく書く必要があるのかなと。

やっぱり今回、「川下」に向けた条例なので、私たちの生活により近いということがありますので、私は、一人一人の県民の皆さんができるだけこの条文を読んでいただいて、理解して、生活に取り入れてもらうというのが、すごく大きな役割なんじゃないかなと思うんですけれども、皆さんにちょっと違和感なく受け入れてもらうためにも、もう少しわかりやすいような書き方とか、私はここはなくてもいいかなというぐらいの気持ちではあるんですけれども。以上です。すみません。

杉本委員

これ、私が書いた文章なんですけど、2人の意見に賛成でして、というのは、何を目的に条例を作るかと言ったときに、京都議定書から始まった地球温暖化防止のためという理屈でいくと、これが入ってくるよねという話で入れさせてもらった。最初のところを、事務局が本当に皆さんの意見を入れて書いてくださって、これがあるので、生かせる部分があったら、どこか生かしてもらったらいいけれども、なければ、別にこれ、ここまでは。今、この流れの中では、ちょっと違和感がありますね。

西場委員

このウッドマイレージの考え方は、重要な役割を持っていると思います。

例えば、県内産と国内産と外国産に対して、仕切りをして優先する基準を明確にしていくために有効であると考えます。特に、ウッドマイレージによって、外国産材を利用の選択から無難に遠ざけることが可能になると考えます。

山本（里）委員

観念として、意識として大切なことだと思うんですけど、例えば、「地産地消」という言葉だったら、今まで一般的によく使われていますよね。だから、木材も「地産地消」というと、岐阜やの、尾鷲やのということの距離の多少の違いはあるんですが、「地産」というと自分ところの本当の地元ということが大事なんだけど、「地産地消」という言葉で、県内ということ強化することができないかなと。ウッドマイレージも、これは大切な概念だけど、それともリンクするかなというふうに思うんですけどね。地産地消運動って、基本的に一般的にありますから。そういう観念も、これは環境プラスでわかりやすいかなと思います。もし使えたらと思いますけど、これを使うことがどうのこうのということの中の一つの中に、「地産地消で利用しましょう」ということも一つかなと思いました。

中森委員

関連しまして、外国産の木の話なんですけれども、当然、国産材を優先すべき、更

には県産材をもっと優先するというのは、これはどこかで表現したいなというふうに思っているんですけども、実態は、ホワイトウッドの例を挙げるならば、カナダ産で、ほとんど主要木材は、カナダで実は使用しているんですが、残った柔らかいところは捨てているんですね。バイオマスか、捨てているんです。それを日本人が行って、捨てるものなら、日本に持ってくるわと、タダで持ってきて、それを加工して、ホワイトウッドという形で製品化して、ツーバイフォーとか、いろんな方法で組み合わせることによって力を出すというのが日本の技術ですわね。ツーバイフォーは、一つの材料では力がないので、組み合わせて耐力を持たすような日本の技術が、その利用を拡大したわけです。

それから、一方、南米のほうは、ラワンベニアが一つの例ですわね。これは亜熱帯のところで、これも、日本人とは言いませんけれども、先進国の人たちが行って、こんなところに木がたくさんある、これは大量に利用したほうが安上がりだということで、亜熱帯の雨林を伐採したんですよね。それは今、良くないということは、もう当然皆さんわかっているので、徐々に減ってきて、その伐採したところを植林する運動も増えてきています。だからといって、ラワンベニアを使ったらいかんみたいな話は現実的ではないので、何とかそれを減らしていくべきことは、日本として、していかないといけない。日本としてね。三重県条例でそこまで、国の施策まできちっと書くのかどうかというのは、ちょっとおこがましいところもあるわけです。

できたら国産材で、更にはもっと県産材でということは、皆さん思っているわけです。しかしながら、谷川委員がおっしゃるように、熊野で、隣の県から持ってきて加工するのは、さすがにそれは地元の製材所さんから見たら、もう県産材の仲間に入れてねと。これも当然のことです。

だから、桑名で建築するのに、わざわざ熊野の木を持っていくのかどうかという話はまた置いておいて、できるだけ近くで、「地産地消」という言葉がいいのか、ウッドマイルージがいいのか、それぞれありますけど、何らかの形で優先順位が付けられたらなというふうに思っていて、表現が今ちょっと難しいですけども、皆様方の創意工夫で、良い案文を作っただけならば。私も考えますけれども。そういう思いがありまして、必ずしもラワンベニアやら、ホワイトウッド、ツーバイフォーを否定することはできないと。これは、住宅産業やメーカーなど、県内でもたくさんの関連の産業さんもおってくれますので、それを全部禁止されたら大変なことになります。ということが現実問題ありますので、積極的な排除はせず、あえて優先するような、今言っているようなプライオリティを置くというと、間接的に使わないようにということになります。どんどん県産材にプライオリティを置くことによって、優先順位がおのずとついていくと。やっぱり外国産は使わんようにしよかという気運を高めていくのがこの条例の成果というか、それが期待できるような条例にしたらどうかなと思っております。

西場委員

8ページの「定義」の「県産材」について発言します。先ほど中森さんの言われた外国産材の実態と状況はよくわかりましたが、今回、条例でこのウッドマイレージの考え方を打ち出してもらえば、外国産材に比べて、国産材を優先してもらおうことにつながるのではないかと期待をしております。

次に、県産材を拡大していくためのプライオリティに関するのですが、「定義」の中に「県産材をはじめとする木材」とあります。これはよく考えていただいた言葉だと思いますが、更に強く県産材を意識できるような表現はできないかと高望みをしております。

「県産材をはじめとする木材」という表現は、県産材の文字は頭にありますが、内容としては全ての木材の意味であります。できればもう少し、県産材を優先させていくことを印象付けるような文字表現はできないだろうかと思っています。

ちなみに、11ページに（参考）として岩手県の条例がありますが、ここには、「県産木材等」と書かれています。県産材以外は全て「等」の中に入れていたような書き方です。この「県産材をはじめとする木材」の文字は、条例の各所に使われるキーワードになるとと思いますので、今後のご検討をお願いします。

田中座長

はい、ありがとうございます。ほかにご意見のございます方。

よろしいでしょうか。時間のほうもかなり迫ってまいりましたので、次の項目に入らせていただきたいと思います。

それでは、「たたき台」のうち、「第4 県の責務」から「第6 市町に対する支援」までの部分について、執行部から、実務的な観点等から何か意見はありますか。

また、内容に深く関連するため、第7回検討会で委員から資料請求のあった「市町における県産材利用促進の取組」についての説明もお願いいたします。

横澤課長

実務的な観点からの意見は、こちら1点だけ申し上げさせていただければと思います。「県の責務」として、④に「研究、技術の開発」というところが規定されております。こちらは、14ページでございます「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を参考にして規定をされているものかと思っています。

ただ一方で、県の研究所の実力とか、県の実力から考えて、ちょっとここに「研究、技術の開発」という言葉を入れられると、皆様の期待にはちょっと応えられないおそれがあるのではないかということ非常に危惧いたします。

現に、14ページの他県の「県の責務」のところとかを見ていただきますと、そこまでは書いていないんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっとそちらのほう、ご検討いただければ幸いです。

あと、市町の役割に関しまして、2枚、A4横組み、裏表で資料をお配りしてございます。「令和元年度 県内各市町の木材利用にかかる単独事業一覧」というところ

が1枚目にございます。1枚おめくりいただいて2枚目が「令和元年度 みえ森と緑の県民税市町交付金事業」ということで、1枚目が市町の単独の予算でやっていらっしゃる事業の一覧と、2枚目が県民税の市町交付金を活用して各市町で行っている事業の一覧ということをございます。

ちょっと個別にはもうあまり詳しくは説明いたしませんけれども、市町単独事業の中には、例えば、1例目ですけど、津市のように木材住宅使用部分に地域産材を一定以上利用した個人住宅に対する補助とかをやっている市町というのもあります。その他の取組としては、尾鷲市のようにPR展示会に対する補助金の交付とか、そんなところですね。そういったようなことを実施されているという事例がございます。

それから、県民税のほうにまいますけれども、特に多く挙がっておりますのが、木製備品ですね。子育て支援センターの木製備品とか、そういったところに活用されているという事例が結構ございます。そのほかのものとして、例えば鈴鹿市のところで、市立図書館が実施する木製備品の導入とそれに加えて講演会の開催を実施されているといった例もございます。

説明としては、以上です。

田中座長

ありがとうございました。それでは、「第4 県の責務」から「第6 市町に対する支援」までの部分について、委員の皆さんからご意見はございますか。特に、検討事項として示したことについて、よろしくお願いいたします。

谷川委員

ちょっと今の説明について横澤課長に確認ですけど、今の資料の1枚目の単位は「千円」で、2枚目のは「円」でよかったですか。

横澤課長

申しわけございません。そろっていませんけれども、ご指摘のとおりでございます。

杉本委員

私も今の資料について少しお聴かせいただきたいんですけど、森と緑の県民税で四日市市が机と椅子をたくさん入れているんですけど、これって県産材なのか、三重の木なのか、その辺ってわかるんですか。

横澤課長

すみません。今ちょっと手持ちの資料だと、全てが確実にそうかどうかはわからないんですが、基本的には県産材だというふうに思います。評価委員会のほうでも評価しますので、国産材じゃない外材とかを使っていると、どうなのという意見は出るの

で。

杉本委員

四日市市に限らず、ここで使われている材は、大体県産材であるというふうに解釈していいですね。

横澤課長

はい、そういうふうに理解しております。

西場委員

13 ページの「県の責務」④で、「必要な措置を講ずる」となっていますが、この「措置」というのはどういう意味ですか。

袖岡政策法務監

特に具体的にというわけではございませんでして、こういう木材利用の促進を図るための措置ということで、例示としてその前に書いてありますような、研究とか、普及とか、人材育成とかそういうようなもろもろの措置をするというふうな趣旨でございます。

西場委員

「施策」に変えると相違が出てきますか。

袖岡政策法務監

「施策」ですか。

西場委員

「県の責務」における①、②の項目には「施策」対応が記されており、この④の「研究、技術の開発及び普及、人材育成」についても、県の「施策」の対応でよいと思われまますので、用語の統一について、ご検討をお願いします。

杉本委員

この「県の責務」をざっと見させてもらったときに、これって、①は、今はないんですね。「木材の利用に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」というのは、木材利用の計画とか施策は今はないと考えたらいいんですかね。

それで、あと、②、③、④、⑤って、今、既にやっていることのような気がするんですが、その理解でいいですか。

袖岡政策法務監

ちょっと実際にどの程度やっているかというところまで把握してはいないんですが、やっているとしても条例に基づくものではなくて、行政の事務としてやっているというふうなだけの場合もあろうかと思しますので、そういう意味では、条例でそういう責務を明確にするというふうな意味はあるのかなというふうに考えております。

杉本委員

ということは、①の総合的な計画を策定するという中に、②から⑤のところまで含まれてくるような施策になると思うので、中身について、今、特にこの検討会としてこれを入れなさいということは、今のところ何にもないんですが、そういうものを作りなさいよっていう、これは中身になっているなと思っていて、今の段階では、これしか今、私らは考えることができやんのかなと思っているんですけども、今後、特に三重県の条例はこんな施策が必要じゃないですかというふうな話になれば、そういった内容を、後に書くのか、この中には入ってこないのかな、基本的なことなので。これは、どちらかというとな基本的な進め方というか、それは書いてあるという内容というか、要素は書いてあるというふうに捉えていいですかね。

袖岡政策法務監

ここは、他の法律とか、他の県の条例とかも参考にしつつ、こういう県としての責務としてはこういうものが考えられるというふうな、たたき台的な感じのものでございますので、そこは、何が必要か、削るとかそういうことも含めまして、ご検討いただければよろしいのかなというふうに思っております。

中瀬委員

「第6 市町に対する支援」のところで、最後のほうに「措置を講ずるよう努める」ということになっていますが、これも一度検討したらどうかと。「講ずるよう努める」というのが、どうも弱いような気がして仕方ないんです。「措置を講ずる」と言えばもう「せえ」っていうことなんやけど、「努める」というのはするか、しないかわからんというところがあるというふうに思うんですが、また検討をお願いします。

田中座長

私の感じとしては、やっぱり市町に県の考え方を押し付けるという意味になるのではないかと。

中瀬委員

いえ、「支援」のところですか。「市町に対する支援」ですから、「支援をする」というふうにするのかどうか。

田中座長

はい、わかりました。おっしゃるとおりですので、もう少しシンプルに、わかりやすく、率直にというふうに、ちょっとまた訂正のほうを考えたいというふうに思います。

濱井委員

座長案の「第4 県の責務」の②で「林業事業者、木材産業事業者」云々とかありますけれども、この「林業事業者」というのには、森林所有者とか、森林組合とかそういうものが入っているのかどうか。どういうふうに考えているのか。

それから、③で「県は、その整備する公共建築物において、自ら率先して木材の利用に努められなければならない」となっていますけれども、確か公共建築物の条例の中では、「原則として県産材を使用」というふうになっておったと思うんですけども。これは、ちょっとトーンダウンみたいな感じがするんですけども。

袖岡政策法務監

まず、②の「林業事業者」に関しましては、この今の案としては、今おっしゃった部分については入っていないという整理ですが、ここはまた今後、ご議論をいただく中で整理していければというふうに考えているところではございます。

それから、③のほうの「県が率先して木材の利用に努めなければならない」という部分につきましては、トーンダウンというふうな趣旨ではなくて、ここでは責務ということで、計画のほうでより具体的に決めていっていただくというふうな趣旨です。

濱井委員

どこかに入っていませんでしたか。

袖岡政策法務監

三重県が定めております「みえ公共建築物等木材利用方針」のほうでは、「木材の調達目標」というのを定めておまして、「県は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として県産材を使用するものとし、「三重の木」認証材や「あかね材」認証材を優先して使用する」というふうなことが謳われているところがございますので、こういうことをやっていくというふうなことを、この「第4 県の責務」の中で、そういう率先して利用に努めていくというふうなところを書かせていただいている部分でございます。

おそらく「努める」というふうな表現が、ちょっと問題というふうにお考えなのかもしれませんので、そこはもう少し強めたりとかということはあるかと思っておりますので、またご検討いただければというふうに思います。

中瀬委員

「県の責務」のところなんですけど、今も言われていたように公共建築物においてはいろいろ県のほうも関わるということなんですけど、このところに、例えば「一般の建築物」とか「公共以外の建築物」という文言は入れることはできないのかなど。これはどうなんですか。ちょっと疑問に思ったんです。

袖岡政策法務監

それは、「公共建築物」の表現としてという意味ですか。

中瀬委員

いえ、「県の責務」という中に、「公共建築物」というのは入っているんですけど、一般の住宅とか、公共以外の文言が入っていないので、そういうことは入れておかないとどうかなということをお聞きしたいんですけど。

袖岡政策法務監

「県の責務」として、まずは自分が公共建築物にそういう木材を使用するという^{うた}ことを謳うのが③で、今おっしゃるように県民に対して、そういう建物とかに木材を使うというふうなことにつきましては、この⑤のほうで、「県民等の協力を求めるよう努める」というふうなところで書かせていただいている部分ではございまして、この辺の表現ぶりにつきましては、またご検討というふうなことになろうかと思えます。

中瀬委員

この「県民等」というところに、商系の建物であったり、一般の建物も含むというふうな考え方ということになるんですか。

袖岡政策法務監

そうですね。一般の県民の方が、例えば、住宅で木材を使ってもらおうというふうなことを県が促進するというふうなことが、この「第4」の⑤のほうに書いてある趣旨でございまして。一般の方がそういうものを使われるというふうなことを促進するという意味で、県は県民等に協力を求めていくというふうなことを書かせてもらっているところが⑤ですので、なかなか県民等に対して積極的に責務を果たすというのはちょっとここでは難しいのかなというふうには思っております。あくまでも「県の責務」として、ここでは書いてあるというふうな部分になろうかと思えます。

西場委員

中瀬さんのご意見については、これから更に検討していく必要があると思えます。県が自ら整備する公共建築物だけではなく、商業施設等における木材利用を民間事業者等に働きかけてゆくことを「県の責務」として記述することは可能であると思われまます。あるいは、この条例の後半にある項目「第12 公共建築物等木材利用方針」で

対応してゆくことが望ましいことであるかもしれません。今後、更なるご検討をお願いいたします。

田中座長

まだまだご意見はたくさんあるかと思えますけれども、定刻が迫っておりますので、本日はここで打ち切りたいというふうに思います。

本日、意見が集約できなかった検討事項については、できる限り検討のための更なる材料を用意した上で、次回以降の検討会で改めてご協議いただきたいというふうに思います。

また、各会派に持ち帰って、ご意見等の集約もしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次回の第 11 回検討会についてご協議願います。次回は、Web 会議システムを利用した先進条例制定県への聴取り調査を行った上で、本日、意見集約ができなかった検討事項や、理念的な規定のほかに具体的施策に関する条文を設けるかどうかの検討を行いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」ということですので、そのようにさせていただきたいというふうに思っています。

次回の第 11 回検討会の日程については、聴取り調査先との調整等もございますので、この後、委員協議でご協議いただきたいと思います。

本日の議題は、以上です。ほかの委員の皆様方からご意見がございましたら、発言をお願いいたします。

谷川委員

前回、問い合わせのあった熊野市の施策で住宅への補助がどういうふうに出されているかという実績をお配りいたします。

大体、年間平均 14、15 件というのがこれまでだったんですが、ちょっと消費税の関係とかで去年は 6 件に減っていて、今年は 7 件ということで伺っています。

詳細はちょっと細かいですけど、この資料のほうをご覧ください。

田中座長

はい、ありがとうございました。

それでは、ほかになれば、本日の会議は終了いたします。この後、委員協議を行います。委員の方は着席のままお待ちください。委員以外の方は、退室をお願いいたします。